

平成30年 第8回

戸田市教育委員会定例会

平成30年7月26日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第8回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第 7号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について…………… 1

報告第 8号 戸田市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について…………… 4

(2) 議案

議案第16号 平成30年度行政評価(案)について……………別紙

議案第17号 平成30年度一般会計教育委員会関係9月補正予算(案)について…………… 7

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程(案)

平成30年8月22日(水) 午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

平成30年度 一般会計 教育委員会関係 9月補正予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
15県支出金 03県委託金 04教育費委託金 01教育総務費委託金 (教育政策室)	0	150	150	○01プログラミング教育推進事業 【補正理由】 県委託金の交付決定に伴う補正	150

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 03教育指導費 03教職員研修費 01教職員研修費 (教育政策室)	2,608	150	2,758	節08報償費 ○01講師謝礼 節11需用費 ○01消耗品費 ・01事務用消耗品 【補正理由】 県委託金の交付決定に伴う補正	60 60 90 90
10教育費 02小学校費 01学校管理費 02小学校施設管理費 01小学校施設管理費 (教育総務課)	616,072	7,612	623,684	節11需用費 ○06修繕料 ・01施設 【補正理由】 緊急修繕(美女木小学校ブロック塀)等による年間修繕料不足分補填のため	7,612 7,612 7,612
10教育費 03中学校費 01学校管理費 02中学校施設管理費 01中学校施設管理費 (教育総務課)	251,699	9,906	261,605	節11需用費 ○06修繕料 ・01施設 【補正理由】 緊急修繕(笹目中学校ブロック塀)等による年間修繕料不足分補填のため	9,906 9,906 9,906

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 03中学校費 02学校建設費 01中学校施設整備事業 01中学校施設整備事業 (教育総務課)	148,029	2,885	150,914	節13委託料 ・04新曾中学校教室棟増築等工事家屋調査(事前調査)業務 【補正理由】増築等工事に伴う家屋調査を実施するため	2,885 2,885

(債務負担行為)

(単位：円)

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
新曾中学校教室棟増築等工事 (教育総務課)	平成30年度～平成31年度	1,001,000,000
新曾中学校教室棟増築等工事監理業務 (教育総務課)	平成30年度～平成31年度	22,787,167

教育委員提案について

平成30年第8回教育委員会(定例会)

平成30年7月26日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 教育委員提案の進捗状況について（土肥委員）…………… 1
（学務課・教育政策室）
- ② オーディオ・ビジュアル環境の現状と今後の整備について（仙波委員）…………… 4
（教育総務課）
- ③ 外国語活動におけるモジュール授業について（鈴木委員）…………… 5
（教育政策室）

教育委員提案の進捗状況について(学務課・教育政策室)

教育委員提案①

年度	提案月	担当課	議題	報告後の進捗状況
27年度	12月	学務課	教員の多忙化対策について	平成28年度より、教育委員会、校長代表、教頭代表、教諭代表から成る負担軽減検討委員会を開催している。3年目を迎え、今年度は、7月に第1回の開催を予定している。3年間のまとめとして報告書を作成し、各校に配布予定である。その中で、各校の負担軽減及び業務改善の取組を紹介し、各校の取組をさらに広げることをねらいとしている。
27年度	1月		教員の多忙化対策について	
27年度	3月		教員の負担軽減について	
28年度	8月		教職員の多忙化対策について	
29年度	8月		教職員の多忙化対策の進捗状況について	
29年度	1月		チーム学校による教員の負担軽減について	
27年度	12月		教員の資質向上について	初任者又は臨時的任用者を対象とした面談や研修会の実施や教職員事故防止に向けた通知や研修資料の送付を行っている。
27年度	2月		夜間中学について	H31年度川口市にて開校予定。他市からの受入れが可能なため、入学者の把握や負担金の予算化を行っていく。
28年度	1月		戸田市コミュニティ・スクール推進構想について	昨年度から導入準備を行い、今年度より本格的に学校運営協議会を立ち上げた。管理職や委員の学校運営協議会の理解を深めるために、昨年度に引き続き研修会等を開催する予定である。
29年度	9月		コミュニティ・スクール導入に向けた研修会について	
29年度	11月		コミュニティ・スクール推進構想ビジョンについて	
28年度	2月		Teach for Japanとの連携について	H30年度は、臨時的任用教員として小学校2名、中学校1名を配置している。
29年度	8月		就学援助制度について	新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、新中学1年生に対し入学前の平成30年2月に支給を実施。新小学1年生については今年度実施予定。
年度	提案月		担当課	議題
27年度	7月	教育政策室	いじめ問題に対する取組について	※教育政策室の総合的な取組については、別紙参照
27年度	7月		第1回いじめ問題対策連絡協議会について	
27年度	7月		いじめ対応プログラムについて	
28年度	12月		いじめへの情報共有対応について	

年度	提案月	担当課	議題	報告後の進捗状況
29年度	5月	教育政策室	いじめの実態把握(アンケート調査)について	※教育政策室の総合的な取組については、別紙参照
27年度	8月		ICTの活用状況について	
28年度	11月		ICT機器等の活用状況について	
27年度	8月		県学力学習状況調査の結果について	
28年度	5月		県学力学習状況調査と教員質問紙調査の分析と活用により期待される効果について	
27年度	12月		学力向上に向けたその後の新しい取組について	
27年度	9月		第3次戸田市教育振興計画策定の進捗状況について	
27年度	10月		特別支援教育について	
27年度	10月		教職員表彰について	
27年度	11月		戸田市の教育改革について	
27年度	11月		英語教育の今後の展望について	
28年度	5月		英語教育について	
28年度	12月		小学校英語モジュール授業の進捗状況について	
29年度	11月		戸田市小学校英語教育の教科化に向けて	
27年度	11月		教育相談体制の強化について	
29年度	3月		就学相談就学支援について	
27年度	12月		知のリソースの活用について	
29年度	6月		産官学民との連携状況について	
29年度	7月		各学校における産官学民との連携の状況等について	
27年度	12月		教員の資質向上について	
27年度	3月		教員の資質向上に向けたその後の新しい取組について	
28年度	6月		教員研修について	
28年度	6月		教育委員研修について	
28年度	10月		夏季教員研修について	
29年度	7月	教員同士で学び合い、高め合う研究協議について		
29年度	9月	夏季休業中の戸田市教職員専門研修実施報告について		

年度	提案月	担当課	議題	報告後の進捗状況
29年度	10月	教育政策室	これからの教員に求められる資質能力と研修の在り方について	※教育政策室の総合的な取組については、別紙参照
28年度	5月		アクティブ・ラーニングの実践例と保護者へのPRについて	
28年度	11月		アクティブ・ラーニングの進捗状況について	
29年度	12月		アクティブ・ラーニングの研究実践について	
28年度	5月		小中一貫教育について	
28年度	6月		学校のマネジメント力について	
28年度	7月		「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」 (中央教育審議会答申)について	
28年度	3月		チーム学校の実現に向けた業務改善推進事業の取組状況について	
28年度	8月		経済教育について	
28年度	9月		県大会以上出場のとだっ子の活躍について	
28年度	1月		戸田市の児童生徒の体力について	
28年度	2月		プログラミング教育について	
29年度	1月		戸田市プログラミング教育について	
29年度	4月		道徳の教科化について	
29年度	1月		戸田市の道徳教育について	
29年度	2月		建て替え後の戸田東小学校中学校の図書室及び多目的ホールの活用コンセプトについて	



教育委員会
の取組

産官学民
連携の取組

「つづける」

これからの時代に必要な教育改革に果敢に挑戦し続ける

SEEP プログラム

—S: STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Math) E: EBPM (Evidence Based Policy making) E: EdTech (Education ×Technology) P: PBL (Project Based Learning)

「つかう」

教育効果の検証で得られたデータやエビデンスを使う

「つなげる」

優れた教育実践を学校や教育委員会、世代間で共有する

0 EBPMの推進

優れた指導法や教育施策を質的・量的の両面で分析し、これらのデータを蓄積するとともに、わかりやすいパッケージとして市内外にわかりやすく発信する。

「教育政策シンクタンク」設置
・EBPMチーム ・学力調査チーム
・共同研究チーム ・PBLチーム

資質・能力に関する研究
慶應義塾大学等：埼玉県学調の分析による非認知能力と学力の関係等
筑波大学：学級風土が非認知能力に及ぼす影響
国立情報学研究所、(社)教育のための科学研究所：リーディングスキル

埼玉県教委：県学調査と教員質問紙の分析調査による優れた指導法と教員研修

(株)ベネッセ：「ミライシード」を活用したアクティブ・ラーニングの推進

優れた指導法などに関する研究
「教室を科学する」
(株)リバネス：「ワクワク感」の分析
(株)トランスコスモス：学校の業務改善に関する研究

(株)LITALICO：(特支)
①ユニバーサルデザインに基づく学級経営、授業実践、
②ペアレントトレーニングの学校導入、③個別の指導計画策定システム導入

1 「授業力」の向上

これまでの学校教育をより効率的に、効果的に実施する。そのために、各学校と各教師が「子供たちに身につけさせたい力」を明確に意識・設定することをベースに、各学校におけるカリキュラム・マネジメントと各教師の指導改善サイクルの確立を推進するとともに、EdTechの考え方による環境整備を促進する。

カリキュラム・マネジメント

各学校が「子供たちに身につけさせたい力」の目標を、全教職員を巻き込んで定める。

カリキュラム・マネジメントについて解説したリーフレットの作成

(株)リバネス：民間企業の視点からの学校運営等に関する学校への助言

子供たちに身につけさせたい力

・学校全体の教育目標をもとに、各教師が教科等で「子供たちに身につけさせたい力」を意識・設定し、その上で子供たちが「何を学ぶか」「どう学ぶか」を考える。

教科の本質を追求した授業による読解力の育成

本市で作成した「資質・能力ルーブリック」の検証・改善、活用方策の検討と実施

子供たちが何を学ぶか

・基礎的な知・徳・体の効率的・効果的な習得
・産官学民との連携による新たな学びの実践

産官学民の連携メニューの提示やマッチングのサポート

子供たちがどう学ぶか

・「子供たちに身につけさせたい力」を軸に指導を振り返り指導改善に活かす。

本市の作成した「学習指導ルーブリック」のエビデンススペースの検証・改善と活用方策の検討と実施
校内研修の活性化

e-ポートフォリオの検討

(株)キャリアリンク等：質の高い教員研修の実施

(NPO)Teach for Japan：民間の知見や高い社会人力を活用した教育実践

(株)Findアクティブラーナー：優れた教育実践の動画配信、オンライン研修

2 新たな学びの推進

新しい時代を生き抜くために子供たちが将来困らないよう、新たな学び(人工知能(AI)では代替できない力、AIを使いこなす力)を推進する。

P
E
R
カ
リ
キ
ュ
ラ
ム

P：プログラミング教育

生活科、総合的な学習の時間で一定時数を確保

インテル(株)：教員研修

(株)アーテック：教材貸与、教材使い方の講座

(株)ベネッセ：教材提供、教員研修

(株)ソニー・グローバル・エデュケーション：教材提供

(社)CEE：教材「BeeBot」の提供

E：英語教育

中3で英検3級取得率70%以上が目標

英検の検定料助成(小6、中3)

教師の英検取得率に関する調査

小学校低学年からの実施、モジュール

(株)ソフトバンク コマース&サービス：ミュージオ貸与

サイエイ・インターナショナル：英検対策講座の提供

E：経済教育

社会の動きや経済の動きについて身近な題材を通して学び、より良い生き方を考える授業

生活科、総合的な学習の時間で一定時数を確保

(社)CEE：経済教育の授業の実践、市民大学での経済教育マイスター育成

R：リーディングスキル

リーディングスキルの実態把握とそれに基づく日々の授業改善

リーディングスキルの観点や授業改善事例等をまとめたリーフレットの作成

国立情報学研究所、(社)教育のための科学研究所：リーディングスキルテストの実施、結果の分析と活用

社会変化に対応した教育/STEAM教育・PBL(課題解決型学習)・自己表現力

社会課題解決型問題集の作成、AI時代の社会を生きるための授業

(公財)日立財団：企業講師によるプロジェクト型探究学習プログラム

インテル(株)・(株)リバネス：企業講師のデモを取り入れたプレゼンテーション大会の実施

埼玉県立近代美術館：出前授業の実施
劇団四季：美しい日本語の話し方教室

〈豊かな心〉

(NPO) Sesami Workshop：セサミストリートカリキュラムの開発

「考え、議論する道徳」の推進

〈体力向上〉

体力向上推進本部の設置
青山学院大学、日本体育大学：体育の授業における大学生のサポート

西武ライオンズ、(NPO)戸田スポーツクラブ：プロスポーツチームや地域スポーツクラブによる講師派遣

3 多様なニーズへの対応

一人ひとりのニーズに応じた支援を行う。

〈教育相談体制の充実〉

全小中学校にスクールカウンセラーを配置

教育センターに、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、日本語指導員を配置

〈いじめ対策〉

いじめ防止基本方針「いじめ根絶ピースプロジェクト」

LINE(株)：教材提供(情報モラル、情報教育等)

〈不登校支援〉

筑波大学等：ピアサポーター制度の新設

(公財)こども教育支援財団：不登校対応相談員への研修

〈特別支援教育〉

特別支援教育アドバイザーによる特別支援担当教員の指導

(株)すららネット：対話型デジタル教材の試行的導入

〈日本語指導〉

日本語指導担当教員の配置

獨協医科大学：発達障害専門医による教育相談

〈家庭学習支援〉

(株)LITALICO：学校への訪問支援、教員研修

(合)TKM：放課後補習授業

4 戸田市型教育の発信

教育改革モデルの開発

野村総研：県学調とオープンデータの活用

西会津：教育交流連携

埼玉県・他自治体：県学調や教員質問紙調査に係るコンソーシアム

〈EdTechの推進〉

教育とテクノロジーの融合による環境整備

(株)LoiLo：「ロイロノート」の思考ツールを活用したアクティブ・ラーニングの推進

Google：タブレット型PC「クロムブック」の2000台導入、教員研修

(株)ベネッセ、(株)富士電機ITソリューション：ICT支援員の各学校への定期派遣

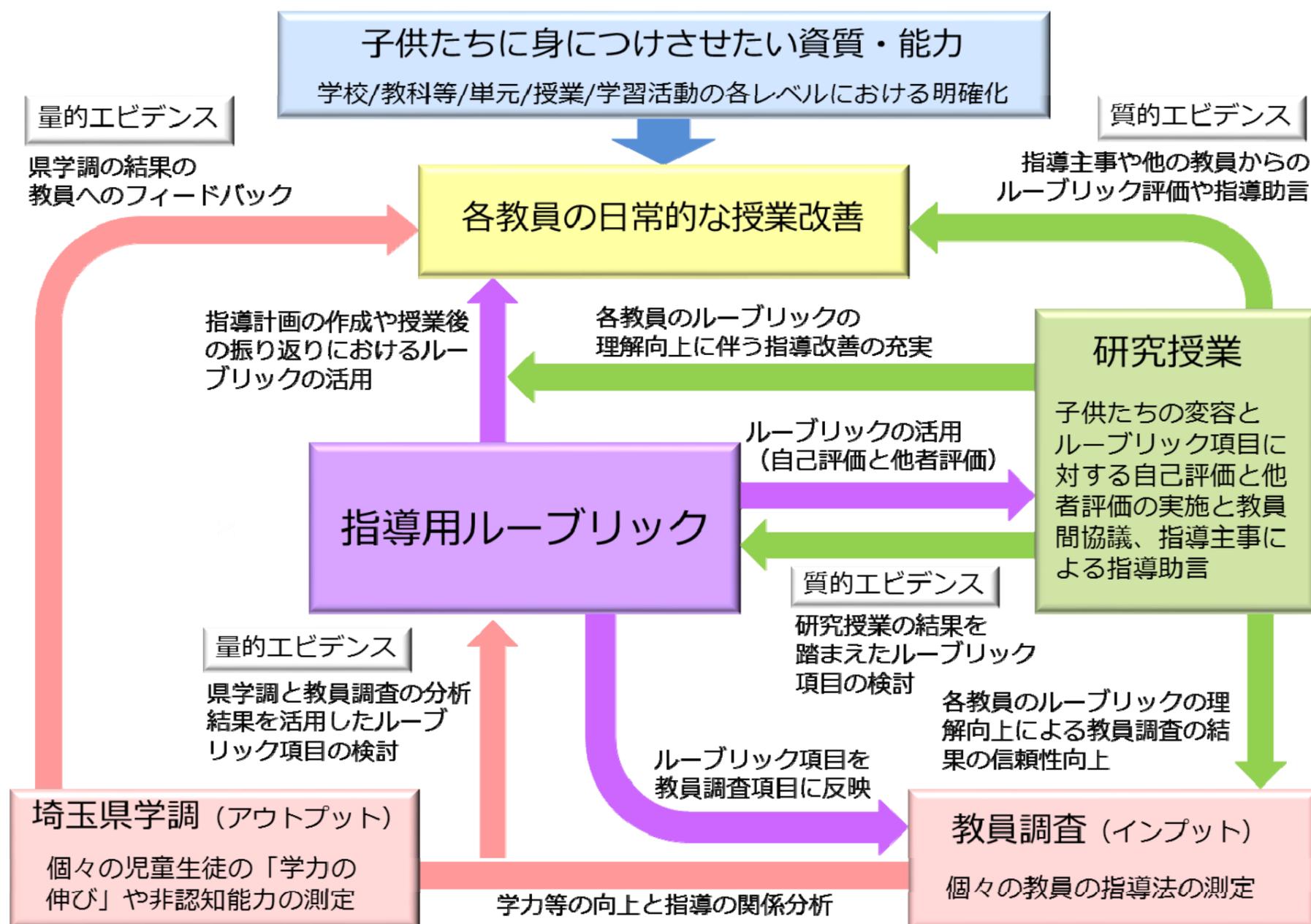
戸田市の教育改革の現状と課題、今後の施策(平成30年度版)

	目標	現行の取組	課題	今後の施策(平成30年度～)	関連データ	主な連携先
■EBPM (Evidence Based Policy Making) の推進						
◆EBPMのための体制整備						
1 「教育政策シンクタンク」	エビデンスベースでの教育政策(EBPM)を支える組織の立ち上げと運営	・基礎自治体初の事務(教育枠)2名の採用 ・教育委員会内での施策の推進	・EBPMの基礎となるデータ分析等を中心的に担う組織の立ち上げ ・データ分析や法令等に強い人材の確保	・「教育政策シンクタンク」(仮称)の全体像の企画 ・引き続きの事務(教育枠)の採用		
◆EBPMのための研究						
2 資質・能力に関する研究	これからの時代に必要な資質・能力に関する研究の実施	産官学と連携した取組の実施(非認知スキル、リーディングスキルなど)	さらなる取組の推進	産官学と連携したさらなる取組の推進(学級風土が非認知能力に及ぼす影響など)		・慶應義塾大学 ・筑波大学 ・国立情報学研究所、一般社団法人教育のための科学研究所
3 優れた指導法に関する研究	優れた指導法等に関するデータ蓄積のための研究の実施	産官学と連携した取組の実施(教員調査の分析、「ミライシード」を活用したアクティブラーニングの推進など)	さらなる取組の推進	産官学と連携したさらなる取組の推進 (①ユニバーサルデザインに基づく学級経営、授業実践、②ベアレントトレーニングの学校導入、③個別の指導計画策定システム導入に関する研究など)		・株式会社ベネッセコーポレーション ・株式会社LITALICO ・埼玉県教育委員会
4 「教室を科学する」(クラスラボ)	教員の指導や子供の反応等を科学的に計測して分析するようなクラスラボの観点からの研究の実施	-	プロジェクトの企画、連携先と予算の確保	・子供の「ワクワク感」の分析(未定) ・テクノロジーを活用した実態把握による、エビデンスに基づいた「働き方改革」に関する研究(未定)		・株式会社リバネス ・株式会社トランスコスモス
■「授業力」の向上						
◆子供たちに身に付けさせたい力 —資質・能力—						
5 具体的な教育目標の設定	全校における具体的な教育目標(「子供たちに身に付けさせたい力」)の設定	平成29年度文科省委託事業における「資質・能力ルーブリック」の作成	・具体的な教育目標を立てることに向けた管理職・教員の意識改革 ・「資質・能力ルーブリック」の活用方法	・各校における活用を意識した「資質・能力ルーブリック」の検証・改善 ・各校における取組の推進		ベネッセ教育総合研究所
6 カリキュラム・マネジメント	全校におけるカリキュラム・マネジメントの実施	-	・各校の意識改革 ・各校におけるノウハウ不足	・各校が負担なく取り入れられる効果的なカリキュラム・マネジメントのスキームの開発 ・各校における取組の推進(リーフレットの作成など)		
◆子供たちが何を学ぶか —教育内容—						
◇PEERカリキュラムの推進						
7 プログラミング教育	全校における質の高いプログラミング教育の実施 ※プログラミング教育:自分が意図する一連の活動を実現するための動きの組み合わせや、一つの動きに対応した記号の組み合わせについて論理的に考えていく力(プログラミング的思考)を育む教育	・プログラミング・ICT教育推進委員会の設置 ・小中一貫カリキュラム(時数)の設定 ・ミニマムスタンダードとしてのプログラミングテキストの作成 ・研究校の指定(戸南小、芦原小)	・小中一貫カリキュラムの円滑な実施 ・教材・実践事例集の開発 ・教員の指導力不足、抵抗感	・小中一貫カリキュラムの実施(年間時数)(小学校)H30: 全学年で年間3時間程度、H31: 小4～6は年間6時間程度に増加、H32: 小4～6は年間10時間程度に増加(中学校)H30: 中3のみ年間3時間程度、H31: 全学年で年間3時間程度、H32: 年間6時間程度に増加、H33: 年間10時間程度に増加 ・プログラミング・ICT教育推進委員会による小中一貫カリキュラムの充実、教材・実践事例集の開発 ・産官学との連携による教員研修の実施 ・センター研究員による先進的な実践 ・各研究校の指定(戸一)とフィードバック		・インテル株式会社 ・株式会社ベネッセコーポレーション ・株式会社ソニー・グローバル・エデュケーション ・株式会社アーテック ・ソフトバンクC&S株式会社 ・グーグル株式会社 ・株式会社LoiLo ・一般社団法人ICT CONNECT 21
8 英語教育	・小・中9年間の一貫した英語教育を通して育てたい子供像—誰でも主体的に関わろうとする子供、互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子供、豊かな国際性を身に付けた子供 ・中学校卒業時には英語でプレゼンテーションができる子供の育成 ・中学校卒業時には英語検定3級以上の取得率70%以上を目標	・小中一貫英語教育改革カリキュラム(小学校) 1・2年生は年間20時間、3～6年生は年間70時間(ロング+モジュール)の英語教育を実施(H31)(中学校) 戸田市版CAN-DOリストを活用したオールイングリッシュの授業 ・英検受験料補助(小6: Jr.ゴールド、中3: 3級) ・戸田市英語教育推進委員会の設置 ・英語教育推進リーダーを活用した研修 ・優れた有識者による指導 ・全小・中学校にALTを常勤配置(H20-) ・デジタル教科書等のICTの活用 ・小中連携授業研究会の実施(小学校3校、中学校2校)年間5回 ・産官学民と連携した英語教育	(小学校) ・校内研修が進んでいない学校で教員間の指導力の差が大きい。 ・週3回のモジュール学習が始まったことで負担を感じている教員が多い。 ・教員の英語力(ALTとのTTにおいて、ALTに任せきりになっているなど) ・「読むこと・書くこと」(高学年)に不安を感じている教員がいる。 (中学校) ・目的のあるコミュニケーション活動を設定できず、考えや気持ちを伝え合う活動が少ない授業がある。 ・ICTを使うことが目的になり、生徒の発話量が少ない授業が散見される。	【アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善】 ・英語指導用ルーブリックの作成・活用 ・5領域統合言語活動の充実 ・エビデンスに基づく授業改善(全国学調、県学調、英検等) 【教員の英語力向上】 ・小学校教員の英語免許取得の促進 ・教員の英検取得を促進(小学校: 2級、中学校: 準1級) ・産官学と連携した質の高い研修 【グローバル人材の育成】 ・香港日本人学校のグローバルクラスの児童と戸田市内小学校との交流授業 ・イマージョン教育の検討 ・EdTechの推進(遠隔授業、AIロボットなど)	中学3年生の英検3級取得率(H29): 55.9%(3級42.5%、準2級13.4%) ※全国平均は36.6% ・教員(臨採を除く)英検準1級以上取得率(H29): 小学校: 1%、中学校: 47%	・文部科学省 ・国立教育政策研究所 ・上智大学 ・武蔵野大学 ・青山学院大学 ・日本英語検定協会 ・サイエイ・インターナショナル ・Soft Bank C&S ・株式会社 LoiLo ・株式会社 mpi松香フォニックス ・カシオ計算機株式会社
9 経済教育	各校における経済教育の実施 ※経済教育:環境がどのように変化しようとも、とるべき行動や進むべき進路について最適な選択をするための学びにつなげる教育	・市民大学と連携した「経済教育マイスター」の育成 ・研究校の指定(東中、東小、喜沢小) ・教員研修の実施(各校1名)	どの学校にも取り入れやすいカリキュラム案の作成	・教員向け研修の充実 ・研究校を中心とした授業実践の検証、蓄積 ・小中一貫カリキュラムの作成(小1～小6セサミストリートカリキュラム、小6～中3経済教育)		・一般社団法人CEEジャパン
10 リーディングスキル(読解力)	リーディングスキルの視点を取り入れた各教科等の授業改善の実施	・小6及び中学全学年を対象としたリーディングスキルの実態とその向上のための指導法に関する研。 ・全小中学校でのリーディングスキルテスト(RST)の実施	RSTを活かした、リーディングスキルを向上させる視点からの授業改善の取組についての具体策	・リーディングスキルの視点からの授業改善の在り方の検討 ・校内研修等を通じた理解増進 ・研究員による授業研究会の取組と周知 ・研究内容をまとめたリーフレットの作成		・国立情報学研究所 ・一般社団法人「教育のための科学研究所」

	目標	現行の取組	課題	今後の施策(平成30年度～)	関連データ	主な連携先	
◇産官学民との連携による新たな学びの実践							
11	産官学民連携	産官学民連携の戦略的な実施	積極的に産官学民との連携を実施	・戦略的な連携の実施 ・企業等へアウトリーチ(特に、課題解決型学習(PBL)、STEAM教育、EdTech、EBPMの推進) ・各取組の各学校における戦略的活用	・産官学民連携メニューの各学校への提示 ・産官学民との連携の現状分析と戦略の策定 ・必要に応じた連携先企業等へのアウトリーチ	多数の企業等と連携	連携先多数
12	課題解決型学習(PBL)	各校における効果的・効率的な課題解決型学習の導入	各校における課題解決型学習の導入	・企業と連携した効果的な課題解決型学習の導入(企業講師によるプロジェクト型探求学習プログラムの実施) ・PBLへの理解を深めるための研修(「Most Likely Succeed」上映)			・公益財団法人日立財団 ・株式会社キャリアリンク ・FutureEdu Tokyo
13	EdTech	テクノロジーを活用した効果的・効率的な教育を実現するためのEdTechの推進	・ICT環境の整備 ・ICT支援員の各学校への定期派遣	・導入したハードの効果的活用 ・産官学民と連携した取組の推進	・ICT環境のさらなる整備(タブレット型PC「クロムブック」の2,000台導入、教員研修など) ・ハードの活用状況の現状把握と活用促進 ・「ロイノート」の思考ツールを活用したアクティブ・ラーニングの推進 ・IT支援員の充実 ・産官学と連携した取組の推進	「全国市区町村公立学校情報化ランキング」埼玉県内1位(H28) (出典)日経BP	・グーグル株式会社 ・株式会社Loilo ・株式会社ベネッセ ・株式会社富士電機ITソリューション ・LINE株式会社
14	自己表現力	自己表現力の向上のための取組の充実	・全小中学校を対象とした、企業講師のデモを取り入れたプレゼンテーション大会の実施(H28～) ・劇団四季「美しい日本語の話し方教室」(H29～)	・既存のプレゼンテーション大会の質の向上 ・話し方教室の年1回の実施	・プレゼンテーション大会の中学生のテーマ変更、評価規準の見直し、子供たちの発表事前準備のための取組の充実 ・話し方教室の次年度へ向けての日程調整		・インテル株式会社 ・株式会社キャリアリンク ・劇団四季
15	セサミストリートカリキュラム	キャリア教育や多様性への理解等を促すセサミストリートカリキュラムの全小学校における実施	パイロット校(新曾小・芦原小・喜沢小)による戸田市版セサミストリートカリキュラムの作成	全小学校実施に向けた、導入方法、教育委員会としてのサポートの仕方	・パイロット校の授業公開や発表イベント、教員研修などによる、全小学校へのカリキュラムの周知 ・全小学校におけるカリキュラム実施のサポート		NPO法人Sesami Workshop
16	体力向上	体力向上の推進	・戸田市体力向上推進委員会の設置 ・産官学民と連携した取組の推進	・小中連携の推進	・小中共通体育授業の決まりの作成 ・小中の系統的な共通した補強運動の取り入れ(発達段階に応じて) ・産官学民と連携した取組の推進	体力合計点の平均(80点満点) 小5:男57.0(+2.9)、女59.5(+3.75)、 中2:男44.1(+2.0)、女53.0(+3.0) ※括弧内は全国平均との比較 (出典)平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査	・青山学院大学 ・日本体育大学 ・西武ライオンズ ・NPO法人戸田スポーツクラブ
17	道徳教育	「考え、議論する道徳」のさらなる推進	・平成30年度『指導の重点・主な施策』において「考え、議論する道徳」への質的転換について掲載、周知 ・デジタル教科書の導入	「考え、議論する道徳」への質的変換	・道徳部会及び学校訪問時の指導助言における平成30年度『指導の重点・主な施策』の活用 ・夏季専門研修会の実施 ・センター研究員による実践 ・デジタル教科書の活用		
18	情報モラル	情報モラル教育の推進	・学習サイト「情報モラルスクール」等を活用した指導	子供たちの日常生活に則した場面を題材とした取組	カード教材を活用した情報モラルに関する授業の実施(市内全小・中学校の小3～中3の全児童生徒対象)		LINE株式会社
◇ルーブリックを軸とした指導改善サイクルの確立							
19	「アクティブ・ラーニング推進のための戸田市型授業改善モデル」	ルーブリックを軸とした授業改善モデルの策定と各校への浸透	平成29年度文部科学省委託事業によるアクティブ・ラーニングルーブリックの作成	モデルの策定と各校における浸透の推進	・モデルの策定と具体策の充実 ・モデルの軸となるルーブリックへの教員の理解増進		
20	アクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの改善	アクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの検証・改善	平成29年度文部科学省委託事業によるアクティブ・ラーニングルーブリックの作成(十分な質的エビデンスに基づくもの)	質的エビデンスと量的エビデンスの両面からのアクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの作成	・学校訪問を中心に指導用ルーブリックを活用し結果を集計(質的エビデンス) ・教員調査へのルーブリック項目の反映による、県学調と教員調査の結果分析による指導用ルーブリックの検証(量的エビデンス)		
21	教員へのフィードバック	個々の教員の授業改善の契機となるような教員へのフィードバックの充実	数校において、県学調結果の希望教員へのフィードバック	質的エビデンスと量的エビデンスの両面からの教員への的確なフィードバック手法の開発	・県学調のフィードバックの仕方の検討 ・フィードバックする内容全体の設計		
22	研究授業の充実、校内研修	ルーブリックを軸とした研究授業の充実と校内研修の活性化	研究授業の質的改善	・ルーブリックを軸とした授業改善を推進するための研究授業のさらなる改善 ・校内研修の活性化	・研究授業改善のための具体策の検討 ・校内研修の活性化		
23	教員研修	質の高い教員研修の実施	産官学民と連携した質の高い教員研修の実施(企業等の講師の招聘、民間の知見や高い社会人力を活用した教育実践など)	産官学民との連携による教員研修のさらなる充実	・アクティブ・ラーニング形式の教員研修の積極的導入 ・優れた教育実践の動画配信、オンライン研修システムのトライアル利用		・株式会社キャリアリンク ・株式会社Findアクティブラーナー ・NPO法人 Teach For Japan など
■多様なニーズへの対応							
24	いじめ対策	いじめの徹底防止	・「いじめ防止基本方針」の策定 ・いじめ根絶ピースプロジェクトの実施	さらなる取組の推進	・さらなる取組の推進 ・他者の立場を理解したコミュニケーション能力の育成	いじめ認知件数:690件(小学校611件、中学校79件) (出典)H29いじめ問題行動調査	青山学院大学
25	特別支援教育	特別支援教育の充実	・特別支援教育推進委員会にて支援学級及び通級指導教室の新設、増設等の検討 ・特別支援教育夏季研修会の実施 ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 ・発達専門医による医療相談 ・発達支援巡回相談員による教員への指導・助言	・特別支援学級の設置率が低い。 ・特別支援学級、通級指導教室を担当できる人材が少ない。 ・保護者との連携・協力体制の強化 ・適切なアセスメントに基づいた個別の指導計画の作成	・関係部署と連携を深めた支援学級等の新設、増設等の検討、計画的な担当教員の確保、育成 ・特別支援教育アドバイザーの任用と支援学級等担当教員への指導・助言 ・ペアレントトレーニング指導者育成研修 ・保育所等訪問支援事業による個別支援の充実及び学級経営改善研究 ・発達専門医による医療相談 ・民間の先進的な知見を活用したアセスメントの共同研究	・発達情緒(通級):36名 ・難聴言語(通級):117名 ・特別支援学級:182名(小学校130名、中学校52名) ・特別支援学級設置率:61.1% ※発達情緒は平成30年5月時点、その他は同年4月時点	・株式会社LITALICO ・獨協医科大学 ・筑波大学

	目標	現行の取組	課題	今後の施策(平成30年度～)	関連データ	主な連携先	
26	就学相談	就学相談の充実	早期からの就学相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> センターの担当職員による園長会議への出席等を通じた保育園、幼稚園への早期就学相談実施の周知 就学に関する説明会のためのあすなろ学園や幼稚園等への訪問 就学に関する説明会と個別相談会の開催 調査専門員訪問の早期実施 就学支援委員会の早期開催 他市の早期からの就学相談体制に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度就学に関する説明会の開催(全3回)出席人数:27名 平成30年度就学に関する個別相談会(10日間)相談件数:44件 就学支援委員会(H30.8)審議対象児童数:11名(予定) 就学支援委員会(H30.10)審議対象児童数:20名以上(予定) 		
27	不登校支援	不登校生の支援の充実	各校におけるさわやか相談室、教育相談センターにおけるステップ教室(適応指導教室)の設置	<ul style="list-style-type: none"> 【ステップ教室】 ・21世紀型スキルや非認知スキル育成、体験活動の充実の観点からのカリキュラム改善 ・ICT活用による個別学習の充実(「すらら」の動画による学習) ・大学生によるピアサポートの効果的な活用のために大学との連携強化(東京家政大学4名、玉川大学1名、大正大学1名) 【さわやか相談室】 ・ピアサポートの充実 ・ICT活用による個別学習の充実(「すらら」の動画による学習) ・教育センターと連携した相談機能の強化(ネットワーク型機能の充実) 【アウトリーチ型支援の充実】 ・教育相談員によるアウトリーチ型支援の実施 ・さわやか相談室、ステップ教室に通室できない不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援の研究 ・アウトリーチ型支援のためのピアサポーター育成と効果的活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の不登校児童数が増加傾向 H27:16人 H28:22人 H29:25人 ・中学校の不登校生徒の割合は、国の平均を上回る。 県 H27:2.32% H28:2.52% 国 H27:2.83% H28:3.14% 本市 H27:3.32% H28:3.75% ・不登校児童生徒数124名中。ステップ教室への通級:11名(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人こども教育支援財団 ・東京家政大学等 ・株式会社すららネット 	
28	日本語指導	日本語が十分でない子供たちへの支援の充実	教育センターの日本語指導員(5名)による各校における日本語教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 【日本語指導担当教員】 ・日本語指導担当教員の配置(戸東、喜沢、戸一、戸二) ・日本語指導教員向け研修の開催 ・教育センター日本語指導員との連携 【教育センター日本語指導員】 ・日本語指導教育相談希望者への早期対応 ・各小学校への日本語指導教材の整備 ・日本語指導担当教員への指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度第1期日本語指導対応児童生徒数】 ・53名(内訳 日本語指導担当教員による日本語指導児童数28名、教育センター日本語指導員による教育相談児童生徒数25名) 【平成29年度第1期日本語指導対応児童生徒数】 ・25名(昨年度よりも28名増) 		
29	家庭学習支援	家庭学習支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間学習塾と連携した学習支援等 ・IT教材「ジャストスマイルドリル」を活用した学習支援 	取組の継続	取組の継続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での学習(塾・家庭教師含む)を全くしない児童生徒の割合 小6:平日3.1%(+0.1%)、週末11.0%(+0.8%)、中3:平日7.5%(+2.0%)、週末13.0%(+2.0%) ※括弧内は全国平均との比較(出典)平成29年度全国学力・学習状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・TKM合同会社 ・株式会社ジャストスマイル
30	教育相談体制の充実(全体)	上記の取組を含めた、教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校にSCを配置(週1日) ・教育センターに教育心理専門員、SSW、日本語指導員を配置 ・教育センターにステップ教室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と教育センターの支援機能が十分に連動していない。 ・学校の教育相談体制の強化 ・質の高い教育相談(SC、心理専門員の効果的な活用など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談コーディネーターを中心としたネットワーク型教育相談体制の構築及び学校訪問・助言 ・教育心理専門員の1名常勤採用 		
■学校運営							
31	教員の働き方改革	教員の子供に向き合う時間や授業準備のための時間などを確保するための教員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」 ・業務効率化のためのインフラ整備(「打刻ちゃん」や最先端のコピー機の導入など) ・戸田市部活動方針の策定 ・負担軽減検討委員会の実施(H28～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における具体的な取組の推進 ・教職員一人一人の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減検討委員会の成果として、各校における業務改善を促すためのハンドブックの作成 ・業務効率化のための企業と連携した取組の実践(未定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トランスコスモス株式会社 	
32	学校運営の改善	学校運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営アドバイザーの任用 ・企業の視点からの学校への助言 	引き続き取組を実施	引き続き取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社リバネス 	
33	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を通じた学校と地域の連携の促進	平成30年度からのコミュニティ・スクール全校実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのコミュニティ・スクール制度の周知 ・学校運営協議会の運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールに関するリーフレットを作成、配布 ・管理職対象、委員対象の研修会の実施 		
■戸田市型教育モデルの発信							
34	ロジックモデルの作成	戸田市の教育改革のビジョンと全体像を体系的に整理したロジックモデル作成	-	内部での意識共有と外部への発信を意識したわかりやすいロジックモデルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ロジックモデルの作成と周知 		
35	広報	戸田市の取組に関する積極的な発信	個々の施策について個別に広報	<ul style="list-style-type: none"> ・全体戦略の策定、発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体戦略ドキュメント作成 ・facebookの活用の改善検討 ・動画の作成の検討 		

アクティブ・ラーニング推進のための戸田型授業改善モデル



1. 子供たちが身につけさせたい資質・能力の明確化

- ◆子供たちに身につけさせたい資質・能力を、学校→教科等→単元（題材）→授業→具体的な学習活動の各レベルにおいて明確化し、授業の目標を設定する。

2. ルーブリックの中核化

- ◆アクティブ・ラーニング推進のための「指導用ルーブリック」（以下「ルーブリック」）を、各教員の日常的な授業改善、研究授業、教員調査等のすべての取組をつなぐための拠り所とする。
（※）指導用ルーブリックは、アクティブ・ラーニング研究員、学校管理職、研究主任等が特色ある7つの授業について観察、評価、協議を行うことで作成された延べ100枚の評価シートから、教科横断的且つ重要な指導要素を段階的に抽出したものの。
- ◆研究授業、授業研究会、校内研修等の取組を通じて、ルーブリックの理解（＝アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善についての理解）を効果的に深める。

3. 各教員へのフィードバックの充実

- ◆授業改善に向けた気づきを生む各教員へのフィードバックを重視する。
- ◆県学調の結果などの量的エビデンスや、授業後の子供たちの振り返りや研究授業における自己評価と他者評価に基づく協議結果などの質的エビデンスの双方の視点を盛り込んだ効果的な情報の組み合わせによるフィードバック手法を検討する。

4. アクティブ・ラーニングへの理解を加速する質の高い研究授業

- ◆研究授業において授業者と観察者がともにルーブリックを用いて評価し、その評価の違い等について協議すること、また研究授業と公開授業とともに指導主事からルーブリックに沿ったスーパープレゼンテーション型の指導を行うことで、アクティブ・ラーニングへの理解を一気に深める質の高い研究授業を実施する。

5. エビデンスベースでのルーブリックの継続的改善

- ◆教員調査にルーブリック項目を盛り込み、県学調による学力の伸びとの関係を分析（量的エビデンス）。また、研究協議等における評価シート等のデータを蓄積（質的エビデンス）。これらをもとに、ルーブリックの項目について検証・改善を行う。
- ◆なお、ルーブリックへの理解の深まりを通じて教員調査の結果の信頼性も高まることが期待される。

指導用ルーブリック（要約版）

目指すべき目標・評価規準の設定等	学びの評価・振り返り
<p>子供が目標を理解し、課題に興味をもって取り組んでいたか。</p> <p>○適切な目標（「何ができるようになるか」）が設定できていたか。</p> <p>○適切な評価規準が設定できていたか。</p> <p>○子供の学習意欲を高められるような導入場面であったか。（学習問題や課題の工夫、提示方法の工夫など）</p>	<p>子供が「分かったこと」「やったこと」「できたこと」など、学びの成果や課題を実感していたか。</p> <p>○評価規準に基づき、本時の子供たちの変容を評価することができたか。</p> <p>○評価するための方法や場面を設定することが出来ていたか。</p> <p>○子供たちが本時の学習を振り返ることができるような場面を設定できたか。</p>

主に主体的な学びの視点	主に対話的な学びの視点	主に深い学びの視点
<p>子供が自分の考えを表現することができていたか。</p> <p>○本時の課題を正しく伝えることができていたか。</p> <p>○自分の考えを表現するための支援方法を準備、実行できていたか。</p> <p>○自分の考えを表現することができるような適切な時間や場の設定等ができていたか。</p> <p>○学習活動は目標の達成につながっていたか。</p>	<p>子供が友達の発言を受け止めたり、資料を読んだりを通して、自分の意見と比べていたか。</p> <p>○子供たちの考えを広げ深められるような学習形態（個人、ペア、グループ、全体）は設定できていたか。</p> <p>○子供たちの考えを広げ深められるよう教具を工夫し用いていたか。</p> <p>○子供たちの考えを板書できていたか。</p>	<p>子供が思考・判断・表現する活動を通して「見方・考え方」を働かせていたか。</p> <p>○子供たちが本時に働かせるべき「見方・考え方」は明確であったか。</p> <p>○子供たちに「見方・考え方」を働かせることができるような学習活動を設定することができたか。</p> <p>○子供たちが働かせていた「見方・考え方」を可視化（板書、口頭等）することはできたか。</p>

オーディオ・ビジュアル環境の現状と今後の整備について

◎現状について

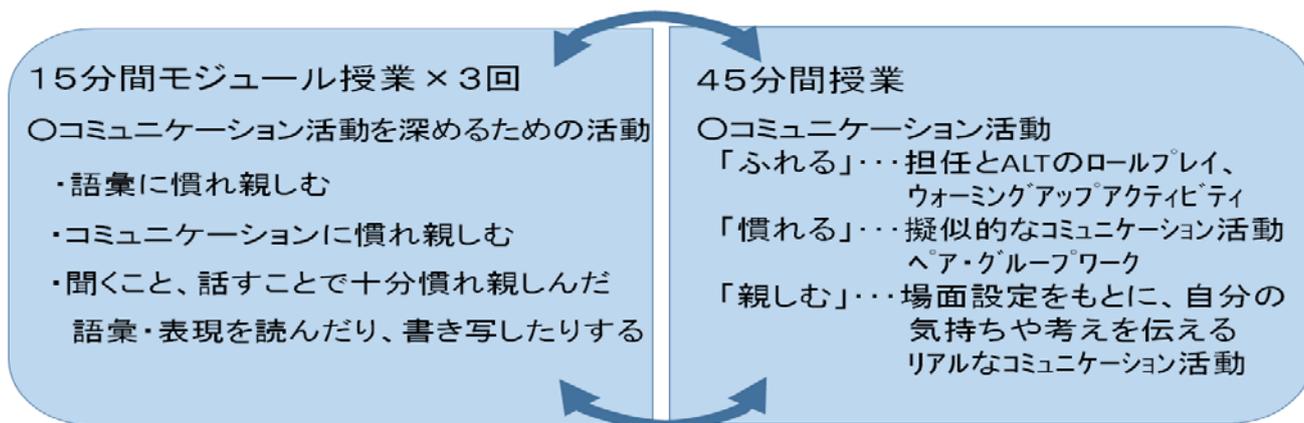
項目	放送室(教室)	音楽室	体育館	校庭
音響設備	一斉放送用	オーディオシステム	オーディオシステム	一斉放送用
	エリア放送			一部の学校でスピーカーシステム導入 (備品対応)
	CD利用可能			
映像設備	DVDプレーヤーやパソコンを 大型テレビに投影	DVDプレーヤーやパソコンを大型テレビ、プロジェクターに つないでスクリーンに投影		配信できない

※学校によっては、ポータブルワイヤレススピーカーを導入し、プレゼン等に活用している。

◎今後の整備について

項目	放送室(教室)	音楽室	体育館	校庭
音響設備	校舎の建て替え等に合わせて検討していく。			運動会や体育等で対応できるシステムを 備品対応で随時行う。
映像設備	校内LAN環境を利用し、録画映像やリアルタイム映像を全教室に配信できるシステムを検討している。			配信できない

外国語活動におけるモジュール授業について



週3回15分間をパターン化した授業展開例

導入 (2分) あいさつ 歌 チャンツ Small talk Jingle	コミュニケーションになじむ (7分) 活動例1: 単語に慣れ親しむ ・ハイフレンズプラスの辞書機能・キーワードゲーム ・ミッシングゲーム ・スリーヒント単語あてゲーム ・加々	文字にふれてなじむ (4分) 活動例: 発音と綴りの関係に気付く ・ハイフレンズプラスの活用 (ジングル、文字のゲーム、ワークシート) ・ICT教材の活用 (アルファベット、フォニックス) ・絵本の読み聞かせ	まとめ (2分) 振り返り あいさつ
---	---	---	--

○成果

- ・15分という短い時間なので、子供たちが集中して活動に取り組んでいる。
- ・英語に週3回ふれることができるので、様々な表現に慣れ親しむことができている。
- ・モジュール授業の実施によりALTとの45分の授業において、これまで以上に自然なコミュニケーションができるようになっている。
- ・今年度から導入したデジタルモジュール補助教材のSWITCH ON!を活用することで、リズムにのりながら、語彙や表現に慣れ親しむことができるので、適切な発音ができるようになっている。

○課題

- ・モジュール授業を行うにあたり、少なからず負担を感じている教師は約80%いる。
 →・市教委主催の英語活動指導法研修会(松香フォニックスと連携)や各学校における校内研修等をとおして、指導法を周知し、教師の負担軽減を図る。
 - ・SWITCH ON!の効果的な活用方法について周知する。
 - ・年度内に再度アンケート調査を実施し、教師の取組及び負担状況を把握する。

平成30年度 戸田市立各小学校のモジュール授業【15分×週3回】

	小学校	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1	戸田第一小	13:25-13:40		13:25-13:40		13:25-13:40
2	戸田第二小		13:25-13:40	13:25-13:40		13:25-13:40
3	新曽小	8:30-8:45		8:30-8:45		8:30-8:45
4	美谷本小	8:30-8:45	13:15-13:30		14:40-14:55	
5	笹目小	8:30-8:45		13:10-13:25	8:30-8:45	
6	戸田東小			14:35-14:50	8:30-8:45	8:30-8:45
7	戸田南小	8:30-8:45		8:30-8:45		8:30-8:45
8	喜沢小	13:20-13:35		13:20-13:35		13:20-13:35
9	笹目東小		8:30-8:45	8:30-8:45		8:30-8:45
10	新曽北小	13:15-13:30		8:30-8:45		8:30-8:45
11	美女木小	8:40-8:55			8:40-8:55	12:50-13:05
12	芦原小		13:45-14:00	13:00-13:15		13:45-14:00

外国語活動モジュール授業 取組状況アンケート集計結果

H30年6月実施 回答数48人（対象：全小学校4～6年生の各外国語活動担当教員）

質問 番号	質問内容	回答項目 該当する項目を右の回答欄に記載してください。			
		1	2	3	4
(1)	週3回15分のモジュール授業の時間を確保できているか。	できている	ほぼできている	あまりできていない	まったくできていない
		75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
(2)	学年職員で活動内容について、事前に話せているか。	話している	たまに話している	あまり話せていない	話せていない
		35.4%	52.1%	10.4%	2.1%
(3)	モジュールカリキュラムにそって指導をしているか。	している	ほぼしている	あまりしていない	まったくしていない
		35.4%	43.8%	18.8%	2.1%
(4)	コミュニケーションに慣れ親しむ活動を行っているか。	毎回行っている	たまに行っている	あまり行っていない	まったく行っていない
		54.2%	41.7%	4.2%	0.0%
(5)	45分授業につながるよう意識してモジュール学習をしているか。	している	ほぼしている	あまりしていない	まったくしていない
		64.6%	22.9%	10.4%	2.1%
(6)	4つの約束を意識してコミュニケーション活動をしているか。 (Eye contact/Nice smile/Clear voice/Good response)	かなり意識している	少し意識している	あまり意識していない	まったく意識していない
		25.0%	56.3%	18.8%	0.0%
(7)	デジタル補助教材（SWITH ON!/ハイツフレンドプラス等）を有効活用しているか。	毎回活用している	たまに活用している	あまり活用していない	まったく活用していない
		41.7%	54.2%	4.2%	0.0%
(8)	モジュール授業を行うにあたり、負担を感じているか。	かなり感じている	少し感じている	あまり感じていない	まったく感じていない
		29.2%	50.0%	14.6%	6.3%
(9)	「書くこと」や「読むこと」については音声で十分に慣れ親しんだ語句や表現を扱っているか。	扱っている	扱っていない		
		77.1%	22.9%		



平成30年度戸田市英語教育推進計画 ～3×ECプラン



戸田市の英語教育の目標

○小・中9年間の一貫した英語教育を通して育てたい子供像



誰とでも主体的に関わろうとする子供

互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子供

豊かな国際性を身に付けた子供

○中学校卒業時に英語でプレゼンテーションができる子供の育成

○中学卒業時に英検3級以上取得率70%以上

小・中一貫英語教育カリキュラム

小学校 Elementary School

低学年：年間20時間程度
 中学年：年間70時間（ロング+モジュール）
 高学年：年間70時間（ロング+モジュール）
 ふれる→慣れる→親しむ 対人コミュニケーション活動

中学校 Junior High School

戸田市版CAN-DOリストを活用したAll English授業
 A L Tを活用した5領域統合言語活動
 即興性・持続性を高めるコミュニケーション活動
 I C Tを活用したプレゼンテーション

中学3年生の英検3級以上取得率推移



着実な英語力の向上

戸田市英語教育推進委員会を核とする英語教育改革の推進【小中一貫教育】

教育課程特例校として英語活動を実施小・中一貫英語教育カリキュラム

小・中学校全校にALTを常駐配置

中学校区別小・中連携授業研究会の実施（小学校3校・中学校2校）年間5回

英語教育推進リーダーを活用した研修センター研究員による英語指導力研修

A L Tとのマンツーマンによるインタビュー等のパフォーマンステストの実施

各種学力・学習状況調査の弱点分析・補強

I C Tの活用（デジタル教科書など）

英語検定受験費用助成事業
 中学校3年生【英検3級・準2級】
 小学校6年生【英検Jr.GOLD】

3×ECプラン （平成30年度重点施策）

Enjoy
Enrich
Explore

Communication Plan (3×ECプラン)

①ALの視点からの授業改善

- 英語指導用ルーブリックの作成・活用
- 考えや気持ちを伝え合うやり取り（即興で持続性のある会話）の充実
- 5領域統合言語活動の充実
- アウトプット活動の充実（ディベート等）
- エビデンスに基づく授業改善（全国学調予備調査・県学調・英検等）

②教員の英語力向上

- 小学校教員の英語免許状取得を促進
- 教員の英検取得を促進（受験料全額補助）
 小学校：英検2級、中学校：英検準1級
- 産官学と連携した質の高い研修

③グローバル人材の育成

- 香港日本人学校のグローバルクラスの児童と戸田市内小学校との交流授業
- イマージョン教育
- 教育×テクノロジーの推進（EdTech）
 （遠隔授業・音声認識・AIロボット）

産官学との連携

Soft Bank C&S 株式会社
AIロボット「Musio X」を授業で活用

株式会社 LoiLo
「ロイロノート」を活用したプレゼン

株式会社 mpi 松香フォニックス
モジュール対応デジタル教材 SWITCH ON!を活用した授業

サイエイホールディングス株式会社
英検3級対策講座4回実施【9月】

カシオ計算機株式会社 電子辞書貸与

文部科学省委嘱事業実施

日本を代表する有識者による指導
 文部科学省 国立教育政策研究所
 名誉所員 渡邊 寛治 先生

上智大学 大学院 言語学専攻
 教授 渡部 良典 先生

武蔵野大学 教育学部
 特認教授 村川 久子 先生

青山学院大学との包括連携事業

報告事項

平成30年第8回教育委員会(定例会)

平成30年7月26日(木)

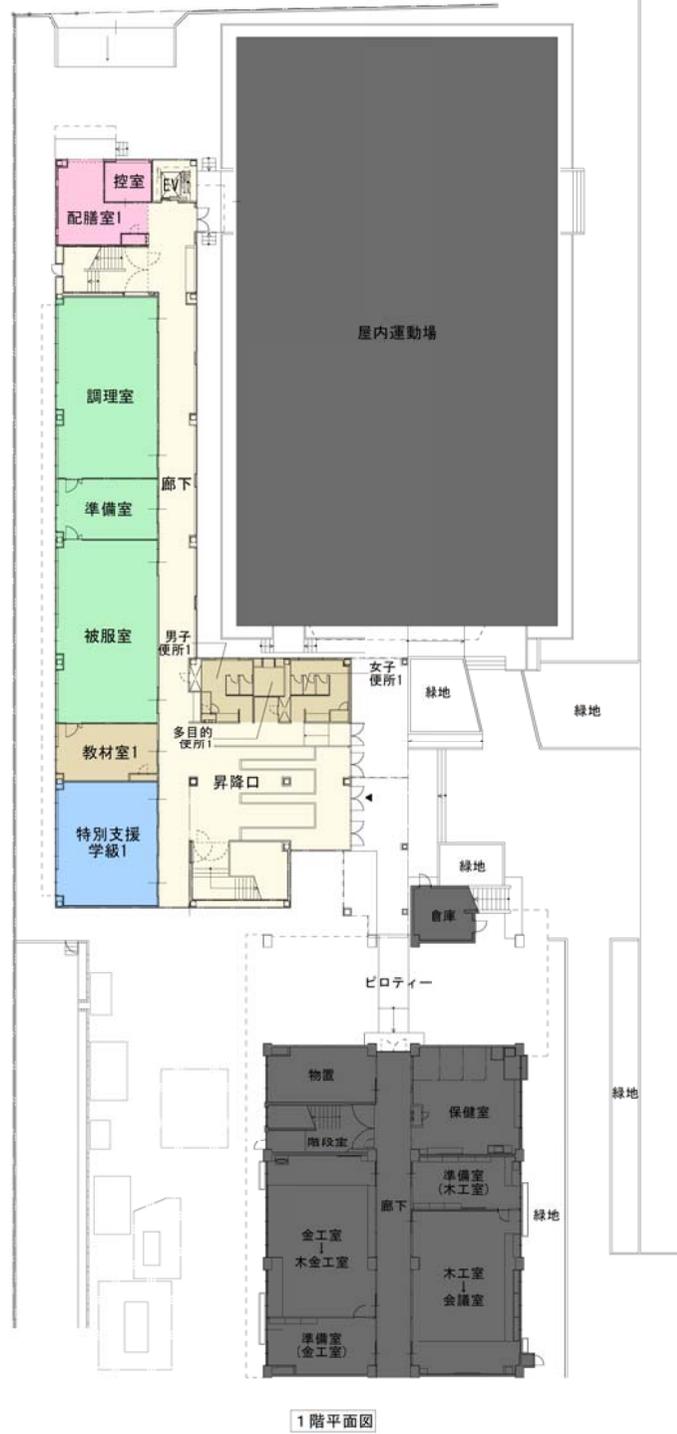
戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

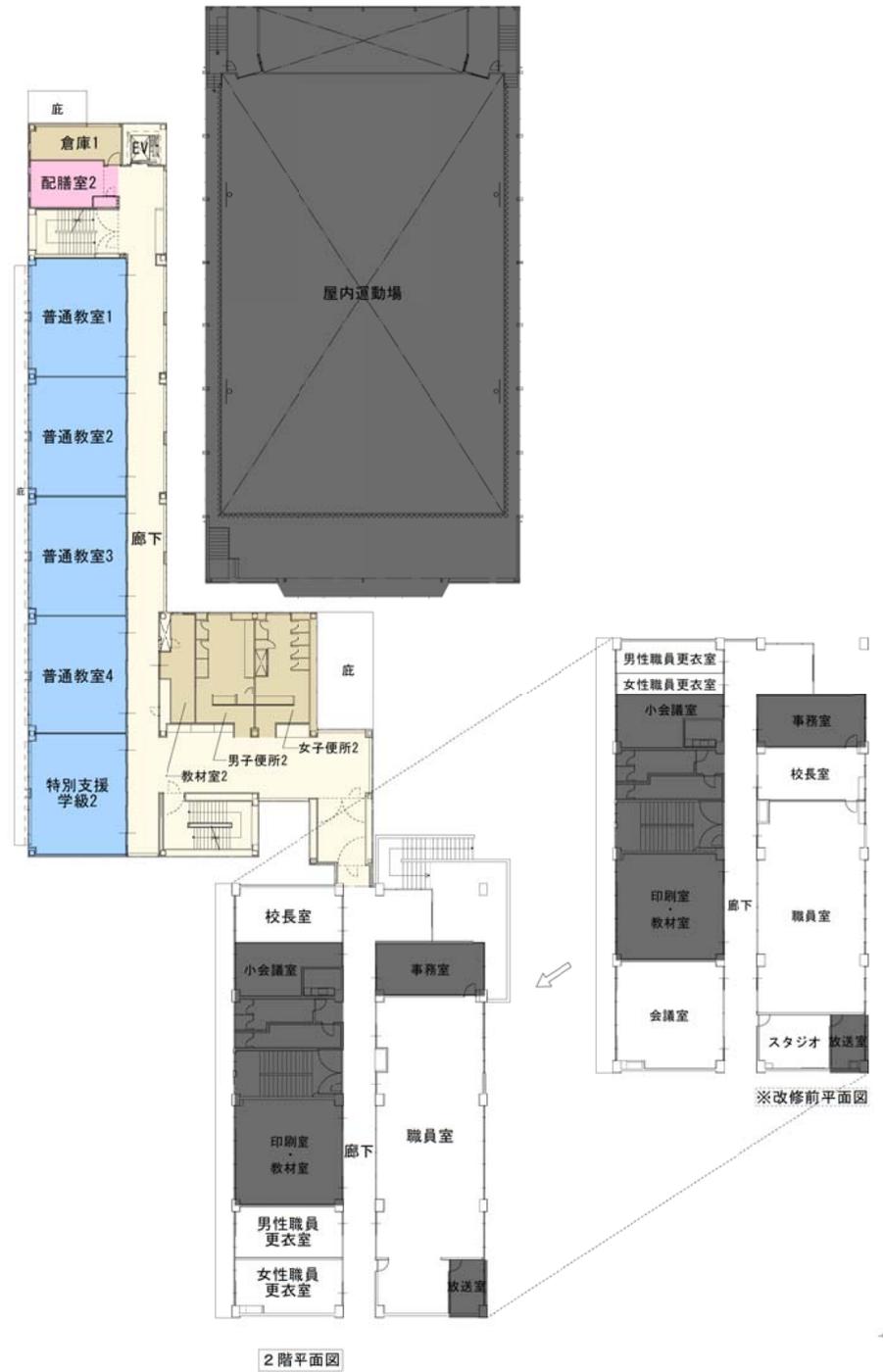
- ① 戸田市立新曽中学校の増築等について……………別紙
(教育総務課)
- ② 「戸田市立中学校学校選択制のご案内」冊子の配布について……………別紙
(学務課)
- ③ 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について…………… 1
(教育政策室)
- ④ 戸田市事務職員(教育卒)の採用について……………別紙
(教育政策室)
- ⑤ 戸田市部活動方針の策定について…………… 3
(教育政策室)
- ⑥ その他

戸田市立新曾中学校の増築等について
(設計内容)



1階平面図

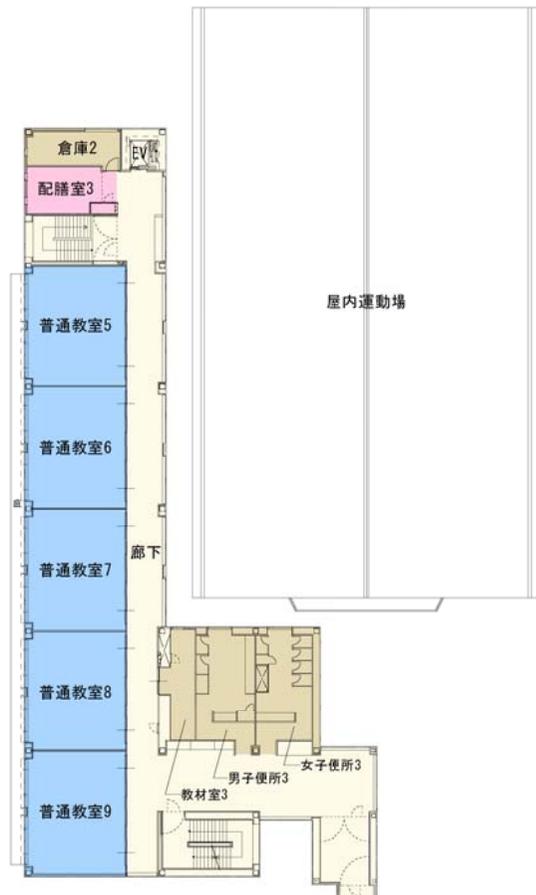
-延床面積-
 1階: 782.39㎡
 2階: 830.99㎡
 3階: 830.99㎡
 PH階: 72.35㎡
 合計: 2,516.72



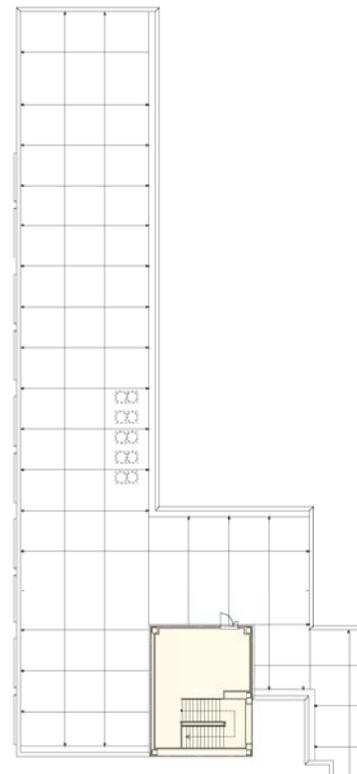
2階平面図



※改修前平面図

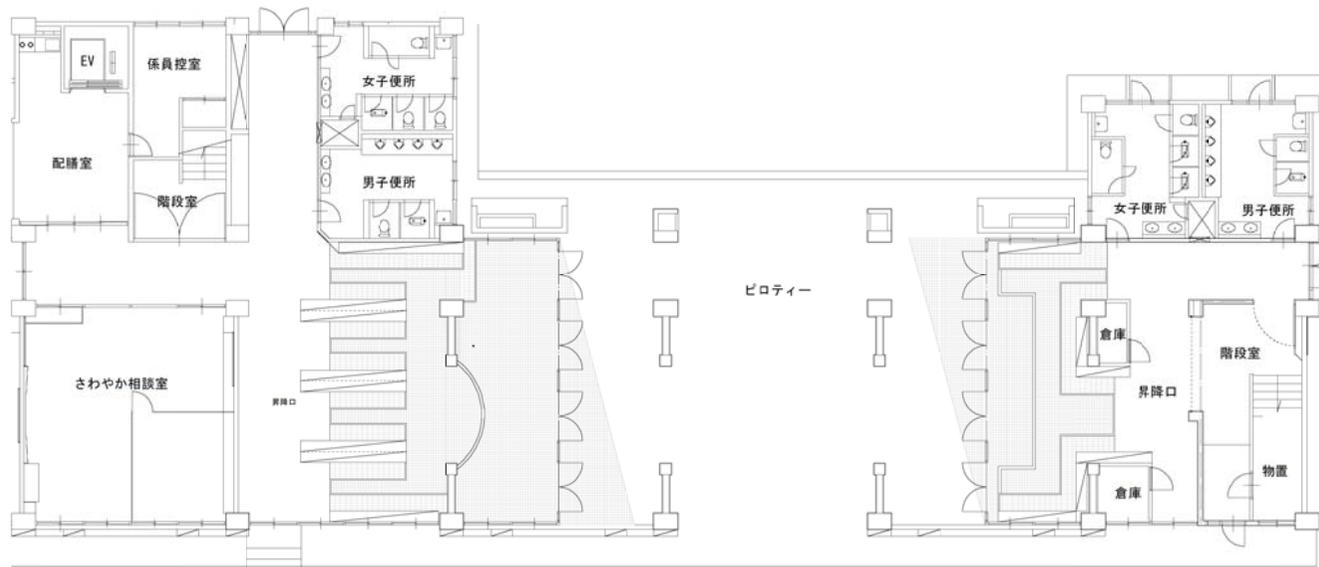


3階平面図

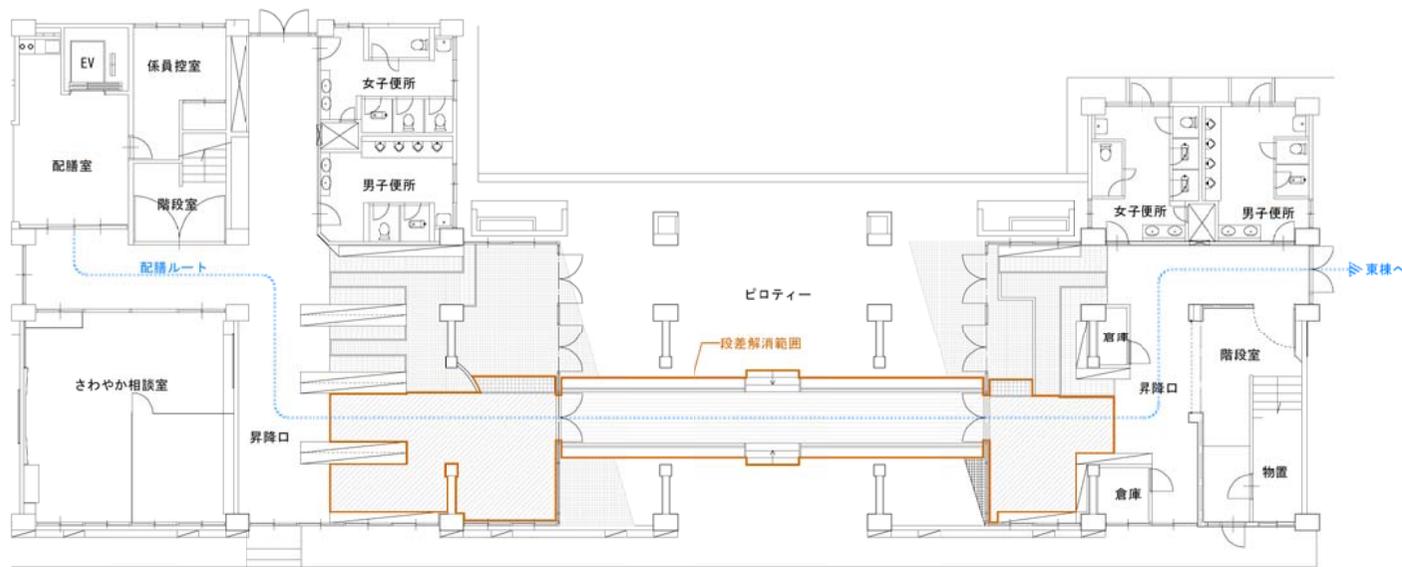


PH階平面図





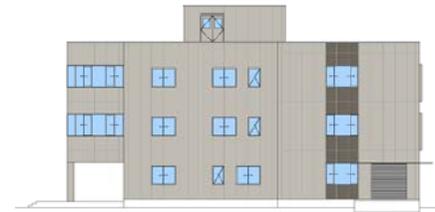
昇降口廻り改修前平面図



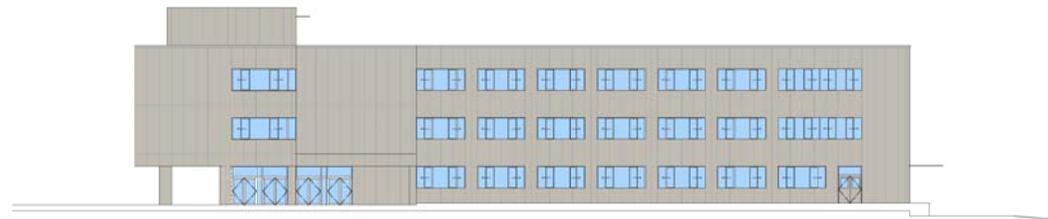
昇降口廻り改修後平面図



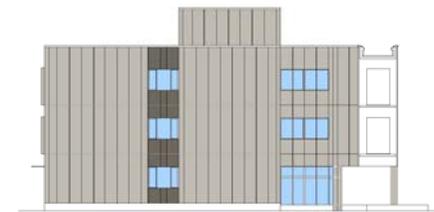
西側立面図



北側立面図



東側立面図



南側立面図

平成30年度 学校総合体育大会二市大会の結果（戸田市）

種 目 \ 学校	結 果					
	戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
野 球				3位		2位
サッカー	3位	○2位				
ソフトボール				3位		○2位
バスケット ボール					○男2位 女3位	◎男1位 女2位
バレーボール	○男2位 ○女2位				男3位 女3位	女1位
ソフトテニス	○団女1位				○団男2位 団女3位 ◎個男3位 ○個男4位 ○個女1位	○団男1位 ○団女2位 ○個男1位 ○個女3位
卓 球	◎団女1位 ○女S2位 ○女D2位 ◎女D3位 ○女D4位	○男S2位	団男3位 ○男S3位		◎団男1位 ○団女3位 ◎男D1位 ○男D2位 ◎女S1位 ○女S3位	○団男2位
柔 道						
剣 道	団男3位 団女3位 ◎個男6位 ◎個女3位	◎個男3位 ◎個男5位 ◎個女1位		◎団男2位 ◎団女1位		○団男1位 ◎団女2位
バドミントン (女子)	○団女2位 ○女D1位 ○女S4位 ○女S5位	◎団女1位 ○男S2位 ○男S3位 ○男S4位 ○女S2位 ○女S3位 ○女D2位				◎女S1位

「◎」は、県大会出場。

「○」は、県南大会出場。 県南大会は、6月26日（火）に開催。

平成30年度 学校総合体育大会県大会出場種目

	競 技	種 目 等
戸 田 中	(1) 陸 上	男子 共通200m 共通400m 共通800m 共通1500m 共通走幅跳 女子 2年100m 共通200m 共通100H 400mR
	(2) 卓 球	女子団体 女子個人ダブルス 1組 女子個人シングルス 1名
	(3) 柔 道	男子個人 1名
	(4) 剣 道	男子団体 男子個人 1名 女子個人 1名
戸 田 東 中	(1) 剣 道	男子個人 2名 女子個人 1名
美 笹 中	(1) 体 操	男子個人総合1名
喜 沢 中	(1) 陸 上	男子 1年100m 1年1500m 共通3000m 共通走幅跳 1年走幅跳 女子 3年100m 共通200m 1年走幅跳 共通砲丸投
	(2) 剣 道	男子団体 女子団体 男子個人 1名 女子個人 3名
新 曾 中	(1) 陸 上	男子 1年100m 2年100m 共通800m 1年1500m 共通1500m 共通110mH 女子 1年100m 3年100m 共通800m 共通1500m
	(2) 卓 球	男子団体 男子個人ダブルス1組 女子個人シングルス1名
	(3) ソフトテニス	男子個人1組
	(4) 体 操	男子個人1名 女子団体 女子個人総合6名 女子跳馬3名 平均台3名 ゆか3名
笹 目 中	(1) 陸上競技	男子 共通100m 共通3000m 共通走幅跳 共通砲丸投 400mR 女子 共通走幅跳 1年800m 共通走高跳 1年100m 共通1500m
	(2) バスケットボール	男子
	(3) ソフトテニス	男子個人1組 女子個人1組
	(4) バドミントン	女子シングルス1名
	(5) 剣 道	女子団体 男子個人1名
	(6) 柔 道	男子個人1名
	(7) 卓 球	男子個人シングルス1名 男子個人ダブルス1組

教育行政のプロ 採用しています

「子供たちの65%は、大学卒業時に今存在していない職業につく」

デューク大学 キャシー・デビッドソン教授

「今後10～20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い」

オックスフォード大学 マイケル・オズボーン教授

戸田市では、予測困難な時代に生きる子供たちに最先端で効果的な教育環境を提供するため、本年度も事務(教育枠)の募集を行います。

グローバル化や情報化が進み、加速度的に変化していくこれからの時代に向けて、子供たちにどのような力を身につけさせることが必要かを考え、そのための教育政策を実践していくことが今の教育に求められています。

戸田市教育委員会では、民間企業や大学、研究機関やNPOなど、産官学民の知のリソースを積極的に活用した、新しい学びに向けた最先端の教育改革を実施しています。また、効果的・効率的な教育を学校現場で実践するため、様々な共同研究や学力調査・教員調査をもとにしたエビデンスベースでの教育政策立案を進めてきており、今後さらに、このEBPM(Evidence Based Policy Making)を教育改革の軸としていくために、「教育政策シンクタンク」の立ち上げを予定しています。

このような取組も含め、教育行政が複雑化、専門化、多様化していく今、教育行政に専門的な知見や現場への理解を持ち、かつバランス感覚に優れた教育委員会事務局職員の資質・能力の向上が不可欠となっています。

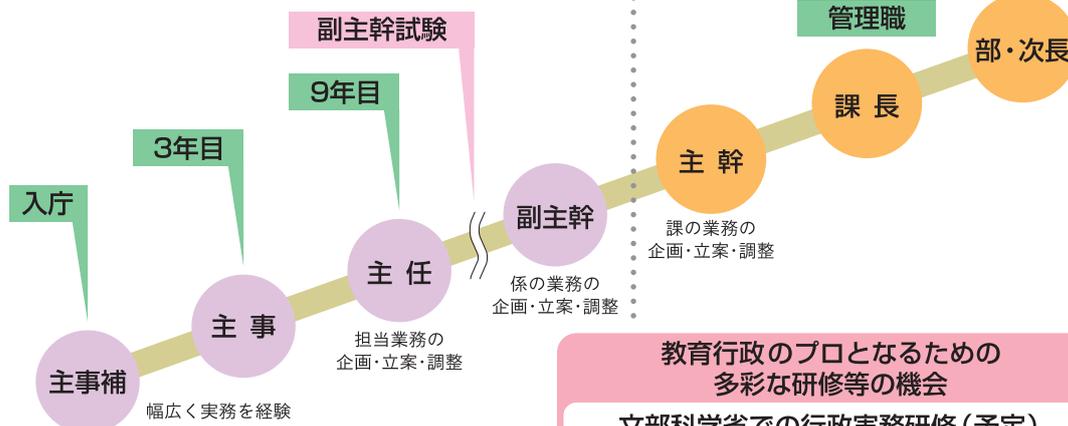
そこで戸田市では、昨年度、採用試験において事務(教育枠)を設け、教育委員会を中心に経験を積み上げていく職員(教育行政のプロ)を2名採用しました。

本年度はさらに、「教育政策シンクタンク」の業務を中心的に担っていく人材を、同様の枠組みで募集します。エビデンスに基づく教育政策の推進や、教育とテクノロジーの融合(EdTech)などに興味がある方の積極的な御応募をお待ちしています。

事務(教育枠)採用者のキャリアパスイメージ

教育部局への配属によるキャリア形成を基本としつつ、市長部局への異動も織り交ぜることで、教育行政のプロに求められる資質・能力を育成する

身に付けたスキルや市長部局とのつながりを駆使し、戸田市の教育振興をつかさどる



教育行政のプロとなるための
多彩な研修等の機会

文部科学省での行政実務研修(予定)
埼玉県教育局・学校現場との人事交流(予定)

* 教育長からのメッセージ：戸田市から国の教育行政を動かす人財を



戸田市教育委員会
教育長

戸ヶ崎 勤

- ・文部科学省
全国的な学力調査に関する専門家会議委員
- ・中央教育審議会
教育振興基本計画部
会委員
- ・文部科学省
未来の学びコンソーシア
ム運営協議会委員
- ・経済産業省
「未来の教室」と
EdTech 研究会委員
など

戸田市は、国内では少子高齢化が危惧される中、今後も人口増加が続くことが予測されています。平均年齢が40.5歳と23年連続で県内一若く、さらに、JR埼京線（新宿まで20分）、首都高速5号線、東京外郭環状道路などの交通網を基盤として、産業も活発であり、人の利と地の利に恵まれた、将来にわたって持続可能なポテンシャルの高いまちです。

こうした特性を踏まえて、戸田市では戦略的に施策を展開しています。特に、地方創生とまちづくりの有効な手段として、教育や子育てをシティセールスとしています。すでに、子育てにおいては、県内初の子育て施策が充実したまち「埼玉県地域子育て応援タウン」に認定されています。教育においては、予測困難な今後の時代に向け、本市の子供たちに「人工知能では代替できない能力」と「人工知能を活用できる力」を身に付けられるようにしたいと考えました。そのために、産官学民の知のリソースを積極的に活用しながら、21世紀型、汎用的、非認知の3つのスキルの育成を目指した教育改革を現在推進しています。

そのプロセスにおいて、市の中の限られた知見だけではなく、国内外の企業やNPO、文部科学省などの中央省庁や大学、国立情報学研究所などの研究機関といった、いわゆる産官学民と積極的に連携しています。それも、ファーストペンギンを目指し、専門的な見地から幅広く様々な知見を取り入れることで、安価で効率的な質の高い学びを提供し、名実ともに「教育のまち戸田」を実現させているところです。これらの先進的な取組は、県内はもとより県外自治体や文部科学省からも注目していただいております。

そんな「教育のまち戸田」の教育行政を中枢で担い、将来的にも牽引していく「人財」を求めています。そして、戸田市から国の教育行政を動かして欲しいと強く願っています。そんな気概と教育愛を持った方々の御応募をお待ちしています。

* 次長(兼)教育政策室長(文科省出向)からのメッセージ：日本全国最前線の教育委員会



次長(兼)教育政策室長

清水 彩子

平成18年に文部科学省に入省。これまで、財務省主計局への出向のほか、様々な初等中等・高等教育の施策立案を担当。直前はカリフォルニア大学総長本部客員研究員。平成30年度より現職に出向。

戸田市に来る前、カリフォルニア大学総長本部にて客員研究員を1年半強勤めました。カリフォルニア州はシリコンバレーを抱え、世界のイノベーションの最前線の地です。そこで実感したのは、世界は加速度的に変化し、グローバル化の進行とともに社会の競争性はますます高まっていくこと、社会の多くの課題はテクノロジーで解決できること、政策形成の根拠にあらゆるデータを用いること、そして、人々の自ら社会を変えようという意欲が非常に強いことでした。まだまだ閉ざされた日本では、そのダイナミズムを直接感じることはないだろうと考えていました。

ところが戸田市に来て、世界でも最前線の教育改革に果敢に挑戦する自治体があると気づきました。教育とテクノロジーの融合、エビデンスベースでの政策立案や教育実践、基礎自治体から日本全国への発信。「未来はどのような社会で、子供たちに必要なスキルは何か、その育成のためにどのような教育改革をどう進めるのか。」そんなことを毎日真剣に考えて議論し、根拠を集め、企画して実践を目指す日々です。これほど目的志向、チャレンジ志向の教育委員会はそうはありません。戸田市の教育改革チームに加わり、議論や企画に積極的に参加してくれる仲間が増えることを楽しみにしています。

* 東京大学大学院教育学研究科村上准教授からのコメント：「教育行政のプロ」を目指してみませんか？



東京大学大学院
教育学研究科
准教授

村上 祐介氏

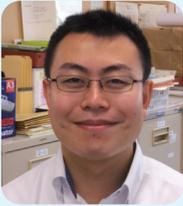
教育行政等に関する日本の第一人者で、専門分野は教育行政学・行政学。

「自治体で教育行政の仕事がしたい」

これまでは公務員試験に合格して自治体職員に採用されても、こうした希望が叶えられるかは運次第でした。ごく少数の都道府県では教育行政職の採用がありますが、小・中学校の教育を直接支える市町村では規模が比較的小さいこともあって、「教育行政のプロ」の行政職員を育てることが難しいのが現状でした。

昨年度から戸田市では、基礎自治体として全国ではじめて教育行政職採用を開始しました。地方教育行政にとって極めて画期的な取組であることは間違いありません。これからは国だけではなく自治体でも、「教育」だけでも「行政」だけでもない、「教育行政」のプロが求められる時代になると思います。日本の教育の未来を先取りした戸田市のチャレンジに大いに期待しています。

事務(教育枠)採用者のコメント



根本 益海 主事補

(平成30年度入庁)

大学・大学院で教育行政学を専攻する中で、「学校と直接関われる教育委員会で、行政の仕事がしたい」と考え、戸田市の教育行政職採用に応募しました。現在は、産官学民の様々な方から頂戴する新規のご提案や、自ら企画した共同研究について、学校や指導主事の先生方に相談しながら教育効果等の検討を行い、企画を形にしていって仕事をしています。学問として学んだ教育行政に関する理論や知識を頭に置きつつ、実際に施策を展開する難しさややりがいを、日々感じています。



藤本 恵美 主事補

(平成30年度入庁)

大学時代は心理学を学びながら、非行や不登校、キャリア教育に関わるボランティア活動をしていました。現在は、より子供たち一人一人の教育的ニーズに合わせた教育をするために、特別支援教育の推進や就学支援などを行っています。「教育で社会を変えること、その一端を担いたい」という将来の夢に向かって仕事ができていることを実感しています。今後も教育改革を進めながら、真の「教育行政のプロ」を目指していきます。

文部科学省行政実務研修生のコメント



伊藤 大和 主事

(平成25年度入庁)

平成28年度文部科学省行政実務研修生

文部科学省では、全国学力・学習状況調査や教職員の給与や定数に関する業務に従事しました。特に思い出深いのは、義務標準法等改正のプロジェクトチームの一員に任命され、義務標準法改正に携わったことです。法案が可決されるまでの膨大な業務を少数精鋭でこなす文部科学省職員の姿からは多くのものを学ぶことができました。

現在は文部科学省での経験を生かし、埼玉県や慶應義塾大学と連携した研究や、戸田市部活動方針を策定するなど、様々な業務を行っています。



布瀬川 裕貴 主幹兼指導主事

(平成29年度入庁)

平成29年度文部科学省行政実務研修生

文部科学省では、教員にとってのバイブルである学習指導要領解説の作成に携わりました。そして、教員出身の私がかつていた「目の前の子供たち」の指導に当たるやりがいとは異なる、日本の「すべての子供たち」の未来を考えるやりがいを知りました。解説の内容が全国の先生方に浸透し、子供たちの教育につながっていくことを誇らしく思います。

今は、日本全体が進むべき方向性を踏まえながら、戸田市の全国最先端の教育改革に携わるチャレンジの多い日々を過ごしています。

教育委員会 各課の紹介

◆ 教育総務課

奨学金や快適な学習環境で とだっ子の学びをサポートします

教育総務課では、奨学金や海外留学奨学資金を給付したり、学校の施設整備を行ったりするなど、ソフトとハードの両面からとだっ子の学習環境をサポートしています。

現在、老朽化した隣接する小・中学校の校舎を取り壊し、小中一貫校を建設する計画が進んでいます。それに向けて設計業者と調整したり会議を開催したり、様々な折衝を行っています。

◆ 教育政策室・教育センター

戸田市の教育改革がとだっ子の明るい未来を切り開きます

教育政策室は、多様で先進的な取り組みでとだっ子の確かな学力を育成しています。産官学民と連携することで、教育委員会だけでは実現することができない、科学的根拠に基づく教育政策の展開やプログラミング教育など様々な事業を実現しています。

また、教育センターでは教職員の研修や教育相談の実施など、より教育現場に近い業務を行っています。

◆ 学校給食課

おいしい給食でとだっ子の健康な心身を育みます

学校給食課では、市立小・中学校の児童生徒に安全、安心でおいしい給食を提供しています。埼玉県産の食材を多く使用する地産地消にも力を入れており、給食を通して児童生徒が、生産者や調理員など働く人々への感謝の気持ちや、食への関心を持ってくれるように工夫しています。

◆ 学務課

転出入や通学路・学校保健など、 安全と安心を守ります

学務課は、就学や転出入の手続等、小・中学生一人一人の学籍を管理するという重要な役割を担うだけでなく、安全な通学路の確保や中学校の学校選択制など様々な業務を担当しています。

また、平成30年度から市内全校にコミュニティスクールを設置し、その運営をサポートしています。

◆ 生涯学習課

生涯にわたる学びをテーマに事業を行っています

市民の皆さんの学習活動を支援するため、各種の生涯学習関連事業のほか、人権教育の推進、家庭教育の支援、市内に41ある文化財の保護、関連施設の管理運営などを行っています。公民館は絵手紙・料理などの講座を行ったり、サークル活動の場になったりすることで、地域交流の拠点になっています。

学校を卒業した後も学びたいという皆さんのニーズに応えるため、市民大学など様々なメニューを準備しています。

◆ 図書館・郷土博物館

市民の学習意欲に応えます

図書館・郷土博物館では、多種多様な資料を保有する図書館や戸田市の歴史などに関する資料を収集、保存、展示等を行う郷土博物館だけでなく、戸田市の自然を紹介する彩湖自然学習センターも運営しています。

日々、多くの幅広い年齢の方に利用いただき、直に接することができるのがこの職場の一番の魅力です。

戸田市が進める教育改革の一端を紹介します

◆学校現場への「SEEP」の浸透

S: STEAM(Science, Technology, Engineering, Art, Math)…理数等の分野を中心とした教科横断的な学び
E: EBPM (Evidence Based Policy Making)…エビデンスベースの教育政策立案
E: EdTech (Education × Technology)…教育とテクノロジーの融合
P: PBL (Project Based Learning)…課題解決型学習

◆「戸田市立教育政策研究所」(仮称)の設置

戸田市の教育をより効果的かつ効率的にするため、優れた教育政策や教育実践を科学的根拠に基づき検証し、データを蓄積・発信していくための組織を立ち上げます。まずは、「教育政策シンクタンク」として4つの政策チーム(EBPM チーム、学力調査チーム、共同研究チーム、データ管理チーム)が始動し、体制を整えた上で「戸田市立教育政策研究所」(仮称)に発展させる予定です。

◆産官学民との連携による「戸田市 PEER カリキュラム」の開発

グローバル化や情報化が進む変化が激しい社会で生き抜いていく力をとだっ子に身に付けさせるため、産官学民との連携により、問題解決能力や思考力、コミュニケーション能力などの「21世紀型スキル」や「汎用的スキル」「非認知スキル」と呼ばれる能力を小中一貫した教育プログラムによって育成しています。

P Programming プログラミング教育の導入

ベネッセ、インテル、Google、Microsoftなどの民間企業と連携し、他の自治体に先駆けプログラミング教育に取り組んでいます。様々な教材を通じて「プログラミング的思考(論理的に考える力)」を育成しています。

E English 英語教育の導入

国の認可を受けて小学校1年生から英語教育に取り組んでいます。ALTは小・中学校全校に常駐し、小中9年間の総まとめとしての英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、国の目標である50%を達成しています。(受検費用は全額補助)

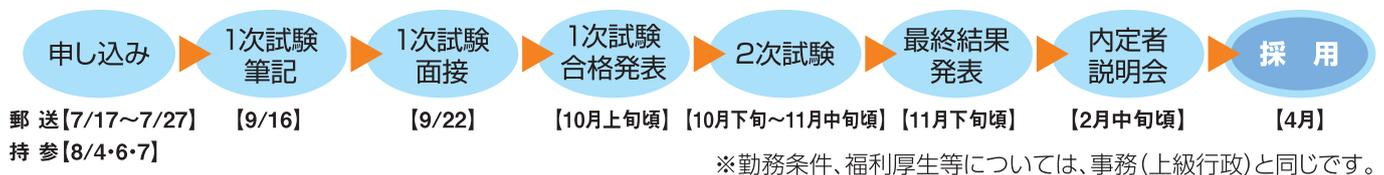
E Economic Education 経済教育の導入

「社会の仕組み」や「経済の働き」について、身近な題材を通して体験的に学び、よりよい生き方について考えます。児童生徒に「考える習慣」を身に付けさせ、「質の高い選択ができる力」を育てています。

R Reading Skills 読解力の育成

「ロボットは東大に入れるか?」で有名な国立情報学研究所の新井紀子教授と連携し、リーディング・スキルと呼ばれる基礎的な読む力の調査・研究を進めています。今後、研究の成果を活用し、指導方法の研究を進め、とだっ子の読解力を高めていきます。

■ 採用までの流れ(事務(上級行政)と同じ)



事務(教育枠)採用に関する
説明会を開催します。

と き：平成30年7月21日(土)10時~

ところ：戸田市立教育センター2階会議室

※説明会の詳細は戸田市教育委員会のHPをご覧ください。

● 戸田市の教育に関するお問い合わせ

戸田市教育委員会教育総務課 048-441-1800

戸田市教育委員会のHP
<http://www.toda-c.ed.jp/>

戸田市教育委員会のFacebook
<https://www.facebook.com/todaedu/>



● 戸田市の職員採用試験に関するお問い合わせ

戸田市総務部人事課人事担当 048-441-1800 内線(511)

戸田市職員採用のHP
<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/153/jinji-saiyou-top.html>

戸田市職員採用のFacebook
<https://www.facebook.com/todasaiyou>



戸教政第1068号
平成30年7月11日

戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会
教育長 戸ヶ崎 勤
(公印省略)

「戸田市部活動方針」の策定及び運用に係る留意事項について（通知）

この度、本市の部活動の方向性を示す指針として「戸田市部活動方針（以下「本方針」という。）」を策定しました。

本方針は、スポーツや文化活動等を通じた生徒の健全な成長と、教員の働き方改革を両立させた、持続可能な部活動運営を行うことを目的とするものです。

本方針の策定に当たっては、校長会及び教頭会の代表者、各学校の部活動顧問、養護教諭、部活動外部指導者、PTA 連合会代表をメンバーとした「戸田市部活動の在り方検討委員会」での議論や校長及び教員、生徒、保護者、部活動外部指導者向けに行った部活動の実態に関するアンケート、戸田市中学校体育連盟からの意見聴取、パブリックコメント等を実施しました。

下記に本方針に係る留意事項をまとめますので、各中学校においては、本方針の趣旨に則った適切な部活動運営に取り組むよう御留意ください。

また、各小・中学校長においては、貴校下職員、貴校在校生及びその保護者に対し、本方針の趣旨や内容を十分に周知してください。

なお、本方針に則った各中学校における部活動の運営については、今後実態把握のためのアンケート調査等を行う予定です。

- 別添 戸田市部活動方針（本体）
- 参考1 戸田市部活動方針概要版
- 参考2 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成30年3月スポーツ庁)

記

1 運用開始について

本方針は、平成30年8月27日から運用すること。

ただし、現中学3年生が運用開始日に引退していない部活においては、現3年生が引退した翌日からの運用開始とする。

2 各学校における部活動の活動方針について

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)

の1(1)ウにおいて毎年度各学校において定めることとする「学校の運動部活動に係る活動方針」については、各学校でこれを定めホームページ等で公表すること。

3 部活動顧問が参加するクラブチームの活動の取り扱いについて

教員が市内中学校に在学する生徒に技術的指導等を実施するようなクラブチームまたはそれに類する団体（以下「クラブチーム等」という。）の設立、運営またはその補助を行う場合、これによる活動は、学校管理下による学校教育活動ではなく社会教育活動であることから、特に以下の点に留意すること。

- 一般の社会教育団体と同様に、組織や指導者、活動時間、会費などについて、別途規約を制定する必要があること。
- クラブチーム等の活動は、部活動と明確に区別するため、部活動と連続した時間、場所において行わないこと。
- クラブチーム等への加入は各生徒及び保護者の自由意志によるものとし、参加を強制または事実上強制するような態様をとることは厳に慎むこと。たとえば、クラブチーム等のメンバー（以下「クラブ員」という。）の募集を部活動や部活動保護者会等の場において行わないこと。また、クラブチーム等に参加しないことを理由に、生徒を部活動のレギュラーから外す等の不利益な扱いを行わないこと。
- クラブチーム等での活動は、学校管理下の教育活動における「日本スポーツ振興センター」の保険給付対象ではないため、クラブ員、指導者ともに任意の保険へ加入する必要があること。
- 学校教育活動の一環である部活動については、教員の過失等により生徒に損害を与えた場合、学校の設置者がこれを賠償する責に任じ、教員に故意又は重過失がある場合に限ってこのものに求償できることとされている（国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第1条）が、社会教育活動であるクラブチーム等の活動についてはこの対象とならないため、指導者の過失等によりクラブ員等に生じた損害は当該指導者が自ら責任を負うことになり得ること。
- クラブチーム等の活動について、学校の会場や備品の使用について、一切の優先的な扱いはないこと。
- 地方公務員法第三十五条において、職員はその勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いること等とされている（職務に専念する義務）ことから、勤務時間内にクラブチームに係る事務を行うことや、保護者会等の場でクラブチーム等を宣伝する等の行為は同条に違反するおそれがあること。

戸田市部活動方針概要

戸田市では、部活動が学校の教育活動の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行われることを基本とし、スポーツや文化活動等を通じた生徒の健全な成長と、教員の働き方改革を両立させ、持続可能な運営が可能となるよう部活動を行う。

1 活動計画の共有

部活動顧問は、目標や方針、休養日や活動時間、参加する大会等を明記した年間・月間の活動計画を策定し、生徒や保護者等に共有する。

2 休養日の設定

- ・学期中及び長期休業中において週2日以上（平日は1日以上、週末は1日以上）を休養日に設定
- ・定期テスト前1週間及び学校閉庁日は休養日とする。
- ・ただし、校長が特に認めた年間4回までの大会等（以下「4大会等」）については、その開催日の前1ヶ月間における2週間に限り、校長の承認により例外を認めることができる。

(参考) 国のガイドライン¹による基準

- ・学期中は週2日以上（平日は1日以上、週末は1日以上）を休養日として設定。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間も設ける。

3 活動時間の設定

- ・平日の活動時間は1日2時間以内。ただし、下校時間は厳守。
- ・学校の休業日における活動時間は4時間程度以内。
- ・ただし、4大会等の前1ヶ月間における2週間に限り、校長の承認により例外を認めることができる。その場合でも、活動時間は週16時間を超えないよう配慮。

(参考) 国のガイドラインによる基準

- ・平日の活動時間は2時間程度以内、学校の休業日の活動時間は3時間程度以内。

4 早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。ただし、4大会等開催日の前1ヶ月の間における2週間に限り、校長の承認により行うことができる。その場合でも活動時間は週16時間を超えないよう配慮。

5 参加する大会等の精選

大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。

6 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動の位置づけや目標を踏まえ、部活動顧問による行き過ぎた指導、年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し、適切な健康管理と安全管理により事故を防止する。

¹ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月) スポーツ庁

「戸田市部活動方針（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市部活動方針（案）について
意見募集期間 平成30年5月15日（火）から6月13日（水）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、4名の方から12件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	運動部に関しては、週7日活動している部が殆どである。 部活動以外のことにもチャレンジさせたいため、戸田市部活動方針（案）の通り、休養日を設けて厳守してほしい。	本方針においては、週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設けることとしております。策定後は本方針の周知・徹底に努めるほか、本方針の運用開始後に実態調査を行うことも検討しています。
2	長期休暇中に家族と旅行に行ったり、田舎に帰省したり、海外留学したりなどの機会を設けられるような休養日を設けてほしい。	本方針においては、学校閉庁日には部活動を行わないこととしております。夏季休業中については、毎年8月11日から8月16日を学校閉庁日としておりますので、この期間は部活動が行われません。
3	年間の大会出場数の上限は設けるべきである。	大会を下級生の実戦経験の場等としている場合もあることから、本方針で一律に上限を設けることはしておりませんが、各学校におい

		て生徒の発達状態や健康状態を考慮して、適切な範囲内とすることを定めております。
4	スポーツを極めたい生徒のためにも、クラブチームが整備されるとよい。	生徒や教員が学校外の活動として自発的にクラブチームを形成することは可能ですが、クラブチームは社会教育活動として部活動とは異なる位置付けとなります。
5	部活動に関するアンケート調査は大切で、実施して良かった。今後続けて事態把握をしつつ、部活動改善をしてほしい。	本方針策定後についても各学校の部活動の現状等を把握するため、実態調査等の実施を検討しております。
6	中学校の部活動をグラウンドで見ていると、顧問（指導者）が生徒に罵声を浴びせている場面にしばしば出会う。改善する必要あり。	顧問等の行き過ぎた指導の禁止については本方針にも明示しています。今後方針を各学校に周知・徹底してまいります。
7	部活動を勝利至上主義から自主的活動へ転換する方向の活動時間短縮は賛成	本方針に則り、各学校における適切な部活動運営を促してまいります。
8	国及び戸田市の指針が決まっているのであればそれに沿って確実に履行できるよう、規定を制定し校長及び顧問に確実に履行させていただきたいと思う。子供に休養と勉強の時間を作ってもらいたい事と同時に顧問の先生も激務から最低でも一週間に1日位は離れてリフレッシュできる時間が必要だと思う。	本方針に則り、各学校における適切な部活動運営を促してまいります。

9	<p>指導者の意識改革を進めるべきである。</p> <p>人権侵害、人格否定、罵倒・叱責への感度を向上させるため、指導者の人権トレーニングや“コーチング”について検討してほしい。</p>	<p>顧問等の行き過ぎた指導の禁止については本方針にも明示しています。今後方針を各学校に周知・徹底してまいります。</p>
10	<p>学校・地域・都道府県間での本取組みの格差への配慮をし、地域間等で本取組への格差が生じないように働きかけをお願いしたい。</p>	<p>本方針については、戸田市立中学校の部活動について定めるものがありますが、国の定めた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等に則り、他自治体でも同様の検討がなされるものと考えております。</p> <p>本市においても、近隣市と積極的に情報共有を行ってまいります。</p>
11	<p>ケガのリスクや勉強・睡眠・家族との時間減少など中高生より影響は深刻であるため、本取組へスポーツ少年団を追加することを求める。</p>	<p>本方針は教育委員会が学校の管理者としての責めに基づき学校に方針を示すものであり、社会教育団体を対象とするものではありませんが、本方針について関係課や地域に対し周知を図ってまいります。</p>
12	<p>部活動方針の趣旨には賛成だが、これまでのような部活動ができないことで学校の先生のモチベーションが下がってしまわないか心配である。</p>	<p>本方針の運用により、教員がやりがいを持って部活動に取り組めなくなるとは考えておりません。短時間に集中して質の高い練習を行うなど、これまでよりも効率的な部活動運営が行われるものと期待しています。</p>

戸田市の部活動が大きく変わります!

～「戸田市部活動方針」2学期から運用開始～

戸田市では、スポーツや文化活動等を通じた生徒の健全な成長と教員の働き方改革を両立させ、持続可能な部活動運営を行うため、戸田市部活動方針を策定しました。

部活動に関する基本ルール

〈活動時間に関する3つのルール〉

★ルール1：休養日

週2日以上オフにします!
(平日1日以上、週末1日以上)の休養日)

★ルール2：活動時間

活動時間は平日2時間以内、
週末は4時間程度以内になります!

★ルール3：早朝練習(朝練)

朝練は行いません!

▼ほかにも…

●ルール4：活動計画の共有

休養日や活動時間等を示した年間・月間の計画を家庭と共有します!

●ルール5：参加大会の精選

参加する大会は、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた範囲内とします!

●ルール6：いじめ・体罰の禁止、安全管理

いじめや体罰の禁止はもちろん、適切な健康管理により事故防止を徹底します!

◆「4大会」前の例外

ルール1～3の例外として、校長が定める年間4回までの大会やコンクールについては、その開催日の前1ヶ月間における2週間に限り、これらの3つのルールによらず活動することができます。

ただし、この期間中でも1週間の総活動時間は16時間を上限としています。

例外可能期間							例外期間
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29 大会	30	

部活動の実態に関するアンケートの結果から…

★部活動に関する悩みがある生徒は全体の約半数!

悩みの理由トップ3は、

- 1位 疲れがとれない (29%)
- 2位 学業との両立 (24%)
- 3位 活動の時間・日数が長い (23%)

★悩みがある教員は8割以上! 悩みのトップ2は、

- 1位 ワークライフバランス (37%)
 - 2位 校務と部活動の両立 (30%)
- となっています。

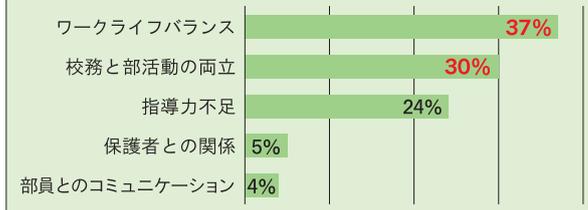
また、活動日数の実態については、平日は生徒の7割、教員の6割が週5日間、休日は生徒の6割、教員の4割が週2日間とも活動しています。

さらに、週7日間(平日5日かつ休日2日)活動している生徒は全体の半数、教員は全体の3割となっています。

【生徒の悩みの理由】



【教員の悩みの理由】



戸田市部活動方針に関するQ&A

Q なぜ今回の方針を定めることになったのですか？

A 平成26年に公表された経済協力開発機構（OECD）の「国際教育指導環境調査」では、日本の中学校の先生の平均勤務時間が参加国中最も長いことが示されました。また、国全体でも、「教員の働き方改革に係る緊急提言」が出されたり（平成29年8月）、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたり（平成30年3月）するなど、全国的に大きな話題となっています。また、今回本市が実施したアンケートの結果から、多くの生徒や教員が長時間の部活動について悩みを抱えていることが分かりました。これらの状況から、戸田市では部活動方針を策定し、生徒の負担軽減や、教員の生徒と向き合う時間や十分な授業準備の時間の確保などを推進することにしました。

Q 今回のルールはどのように決めたのですか？

A 平成29年10月に、校長や部活動顧問、外部指導者やPTAの代表からなる「戸田市部活動の在り方検討委員会」を立ち上げました。さらに、生徒、保護者、教員、校長、部活動外部指導者を対象とした部活動に関するアンケートを行い、実態を把握した上で、議論を積み重ね、戸田市中学校体育連盟等との調整やパブリックコメントを経て策定しました。

Q なぜ例外期間にも週16時間という上限があるのですか？

A 海外の研究等によると、スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、16時間／週以上でより高くなるということが示されています。そのため、けがのリスクを抑制するためにも16時間という上限を設けました。

Q クラブチームの扱いはどうなりますか？

A 学校外で任意の運営であるクラブチームは、学校の教育活動ではなく一般の社会教育活動に当たります。そのため、部活動とは区別して活動が行われる必要があり、顧問が運営に携わっている場合でも、生徒や保護者の方々が参加を強制されることはありません。また、クラブチームは、部活動でけがをした際に適用される「スポーツ振興センター」の保険が適用されないこと、学校備品の使用について他の社会活動団体と同様の扱いになることなど、様々な場面で部活動とは異なる扱いとなるため注意が必要です。

本方針への皆様のご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

発行・問合せ 戸田市教育委員会

戸田市部活動方針

平成30年7月
戸田市教育委員会

はじめに

部活動は、これまで、顧問の教師や保護者、地域の人々に支えられながら、興味や関心を共通にする生徒の自主的・自発的な参加による取組として親しまれてきた。部活動において、生徒はそれぞれが目標を持って努力し、学年や学級を超えて互いに切磋琢磨し合う中で、仲間との連帯感や協調性、自主性、責任感、自己肯定感などを養ってきた。

一方で、大会等に向けた過度な練習による教師の多忙化や生徒の肉体的、精神的な負荷による学業への影響等の課題が顕在化していたため、その実態と生徒や保護者、教師等のニーズを踏まえ、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要が指摘されていた。そこで、本市教育委員会は平成29年10月に校長会、教頭会、各中学校の部活動顧問、部活動指導員及びPTAの代表から成る「戸田市部活動の在り方検討委員会」を設置し、本市における部活動の実態を明らかにするための実態調査を行うとともに、適正かつ継続的な部活動の運営体制の在り方に係る方向性を議論し、これを踏まえて「戸田市部活動方針」を策定した。

今後、本市教育委員会は本方針を各学校や関係者に十分周知する。また、各学校は本方針を踏まえて部活動に係る活動方針を定め、校長のリーダーシップの下、関係者と連携しながら持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

目 次

1	部活動の位置付け	1
2	各学校の取組	2
	(1) 活動計画の共有	
	(2) 休養日の設定	
	(3) 活動時間の設定	
	(4) 早朝練習の禁止	
	(5) 参加する大会等の精選	
	(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等	
3	教育委員会の取組	4

1 部活動の位置付け

部活動の法的位置付けについて、中学校学習指導要領（平成29年改訂）においては以下のように示されている。ここに示すとおり、部活動は教育課程外に行われる学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との連携を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて部活動の持続可能な運営体制を整備すべきことが求められている。

○中学校学習指導要領（平成29年改訂平成33年度全面実施予定）（抄）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 各学校の取組

（1）活動計画の共有

部活動の顧問となる教師（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会やコンクール（以下「大会等」という。）を明確にした年間及び月間の活動計画を作成する。このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長に提出する。
- ② 校長は、提出された活動計画を確認し、生徒及び部活動顧問の負担への配慮等の観点か

ら必要に応じて指導する。

- ③ 部活動顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

(2) 休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

なお、定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。

- ② 各部活動に係る大会等のうち校長が特に認めた年間4回までの大会等（以下「4大会等」という。）に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

なお、校長が各部活動における4大会等を選定するに当たっては、各部活動の市の専門委員会等で協議し、可能な限り学校間で統一してこれを決定する。

(3) 活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は4時間程度以内とする。

- ② 4大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

(4) 早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

例外として、4大会等の前1か月の間における2週間は、校長の承認により早朝練習を行うことができる。この場合においても、全ての活動時間を合計して週16時間を超えることがないよう配慮する。

また、早朝練習を行う場合は、生徒の健康に留意し、保護者の理解を得て実施する。

(5) 参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる4大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。

(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動顧問は、上記「1. 部活動の位置付け」に示すような部活動の位置付けを踏まえ、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴るなどの暴力を行わないのはもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるため許されないとの認識を持ち、これらの行為を絶対に行わない。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行わせる。器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。
- ④ 部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には部活動顧問が必ずこれに立ち会う。部活動顧問がこれらを行えない場合には、代理の者にこれを行わせることができる。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態には常に留意し、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず早期に対応する。生徒の健康状態については必要に応じて保護者とも情報共有をする。
- ⑦ 各学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

3 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上のため、産学官民と連携しながら、部活動顧問の負担軽減や指導の充実等を促すための取組を積極的に行う。例えば、各学校のスポーツ施設等との連携や部活動指導員の積極的な活用を支援していく。

(参考) 部活動指導員については、平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化され、部活動顧問を伴わない生徒の引率や指導が可能となった。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



目 次

前 文	… 1
本ガイドライン策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
終わりに	… 8
○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）	…10
○ 参 考	
・ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	…22
・ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）	…22
・ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト	…23
・ 部活動指導員に対する研修内容（例）	…24

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かん}に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。

ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

○ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

○ このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

○ また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

運動部活動での指導のガイドライン

平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について ……11
2. 生徒にとってのスポーツの意義 ……11
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について ……11
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項 ……13

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう ……13
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう ……13
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう ……14

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう ……15
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう ……17
 - 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例 ……18
 - 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例 ……19
 - 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例 ……19
 - 体罰等の許されない指導と考えられるものの例 ……20

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう ……21
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう ……21

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。
運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。
具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。
なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどが無いようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等があります。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望めます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようになること、生涯にわたっ

てスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDC Aサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもありますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後は生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。
指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養^{かん}等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能を

もっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を公表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた

児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

< 参 考 >

○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 (略)

○ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては，第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等
 - ・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
 - ・学校の管理下の災害—基本統計—<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>
- ▶ 学校における突然死予防必携
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx
- ▶ 熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx

○ 部活動指導員に対する研修内容（例）

学校の設置者等及び学校において実施する部活動指導員を対象とした研修の内容について、それぞれ以下に例を示す。

【学校の設置者等において実施する研修】

- ✓ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校において実施する研修】

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

埼玉県の一部活動の在り方に関する方針

平成30年7月

埼玉県教育委員会

目 次

県方針策定の趣旨等	．．． 1
1 適切な運営のための体制整備	．．． 2
（1）部活動の方針の策定と公表	．．． 2
（2）指導・運営に係る体制の構築	．．． 2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	．．． 3
（1）適切な指導の実施	．．． 3
（2）部活動用指導手引等の活用	．．． 4
3 適切な休養日等の設定	．．． 4
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	．．． 5
（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置	．．． 5
（2）地域との連携等	．．． 5
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	．．． 6
終わりに	．．． 6

県方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- そこで、県教育委員会では国のガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。なお、県方針では、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。
- 県方針では、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。
- 県方針の基本的な考え方は、国のガイドラインに則ったものであり、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても県方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 県教育委員会は、県方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ア 市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、県方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、市町村立学校にあつては市町村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、県立学校にあつては「県方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イ、ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上記イ、ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。
なお、部活動指導員等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

- (ア) 殴る、蹴る等。
- (イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
 - ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。
 - ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- (オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 市町村教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

(3) 教育委員会は、下記(4)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (4) 校長は、1 (1) に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記 (1) の基準を踏まえるとともに、市町村立学校にあつては市町村教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (5) なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育や、スポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等を定める。
- (2) 県教育委員会が定める上記(1)の目安等は、主に、教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧に掲げる大会・コンクール等で、参加することが生徒や部顧問の過度な負担とならない範囲内とする。
- (3) 校長は、市町村立学校にあつては上記(1)の目安等を、県立学校にあつては上記(2)を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

- 県方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、ジュニア期におけるスポーツ、文化及び科学等の活動の環境整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、教育委員会は、県方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

熱中症予防に係る小・中学校の夏季休業中の活動方針について

平成30年7月26日
戸田市教育委員会教育長

児童生徒等の熱中症事故の防止のため、戸田市立小・中学校における平成30年度の夏季休業中の活動方針について、以下のとおり定める。

1. 小学校について

- (1) プール活動は、全面的にこれを行わない。
- (2) 「戸田市気象情報」(注)の前日午前11時更新の情報で最高気温が35度以上となることが予報される日(以下「前日予報が35度以上の日」という。)の活動(委員会活動を含む)は一切行わない。
- (3) (2)に該当しない場合でも活動は午前11時までとし、午前中には児童が帰宅できるようにする。
- (4) 金管バンド部については、冷房が効いた部屋での活動を行う場合には、登下校時の気温及び全体の活動時間等に十分に配慮した上で、校長の許可を得て、午前11時以降も活動を行うことができる。

2. 中学校について

- (1) 前日予報が35度以上の日の屋外活動(体育館等の冷房が効いていない場所での活動を含む)は一切行わない。
- (2) (1)に該当しない場合でも、当日の午前5時及び午前11時時点での「戸田市気象情報」を確認し、最高気温が35度以上となっていた場合には、屋内の冷房の効いている部屋に早めに移動する等の適切な対応をとる。
- (3) 部活動の練習試合も(1)及び(2)に準じた扱いとし、前日予報が35度以上の日の場合には延期または中止する。

3. 熱中症事故の防止に係る留意点について

活動を行う場合には、「熱中症事故の防止について(通知)」(平成30年7月18日教育長通知)における留意点等も参考としながら、熱中症に十分注意して実施する。また、熱中症事故が危惧される状況等においては勇気を持って直ちに活動を中止する。

(参考) 熱中症事故の防止に配慮した活動例

- ・ 午前11時から午後3時までの気温の高い時間帯については、冷房の効いた教室等において活動を行う。
- ・ 30分の活動ごとに、日陰や風通しのよい場所、冷房が効いた教室等で10分以上の休憩を設ける。
- ・ 体調を崩した児童生徒については、本人が「大丈夫」と言っても活動に復帰させず、大事なとった対応に努める。

(注) 「戸田市気象情報」: 一般財団法人日本気象協会が提供する情報による戸田市の気象情報ウェブサイト (<http://www.micosfit.jp/toda-city/>)。一日に3回(午前5時、午前11時、午後5時)に更新される。このうち、「短期・週間予報」の「南部(さいたま)」地域の予報を参照する。

平成30年度
夏季休業版

戸田市立小・中学校熱中症予防方針

「熱中予防に係る小・中学校の夏季休業中の活動方針について（通知）」（平成30年7月26日教育長）

気象庁「（本年度の暑さは）命に危険を及ぼすレベルで、災害と認識」

全体方針

○前日の昼時点*で、翌日の最高気温が35度以上となることが予報された場合には、屋外活動等は全面禁止

【対象となる活動】 小学校：屋内活動+屋外活動（補習授業や委員会活動等）
中学校：屋外活動（体育館での活動、部活動の練習試合等を含む）

*「戸田市気象情報」の南部地域における午前11時更新時点の数値

小学校

- プール活動は全面禁止
- 活動は原則午前11時まで
※ただし、冷房の効いた部屋での金管バンド部の活動は例外

中学校

- 当日の予報で最高気温が35度以上となっていた場合には、屋内の冷房の効いている部屋に早めに移動する等の適切な対応をとる

活動する際の留意点

○熱中症予防の徹底

- ・天候、気温、湿度等の環境条件に配慮した運動の実践
- ・児童生徒への健康観察や適切な声かけ等の健康管理の徹底
- ・長時間のランニングや走り込みを控える
- ・水分補給と十分な休憩を取り入れた無理のない活動計画
- ・児童生徒の休憩場所の事前の確保
- ・児童生徒が体調不良を訴えやすい環境づくり

○熱中症に疑いのある症状が見られた場合の適切な対応

- ・早期に水分や塩分の補給、対応の冷却等の応急処置
- ・早期の病院への搬送
- ・休ませる際の顧問の付き添い
- ・緊急時対応の具体的対応の手順について教職員間で確認

○熱中症事故が危惧される状況では勇気を持って活動を中止

※「熱中症事故の防止について（通知）」（平成30年7月18日教育長）